

第 5 期 函 南 町 障 害 者 計 画

第 7 期 函 南 町 障 害 福 祉 計 画

第 3 期 函 南 町 障 害 児 福 祉 計 画

令和 6 年 3 月

函 南 町

はじめに

本町では、町民の皆様が安心して快適に生活でき、町を訪れる人も町の活力を感じることができるよう、平成29年3月に第六次函南町総合計画を策定、令和4年3月には、計画を見直し、第六次函南町総合計画-後期基本計画-を更新し、基本理念である「環境・健康・交流都市 函南(住んでよし 訪れてよし 函南町)」の実現を目指し、町民参加によるまちづくりの総合的な実践に取り組んでおります。



近年では、少子高齢化、人口減少や地域のつながりの希薄化による影響が、より一層深刻となり、福祉サービスをはじめとする地域資源や支援体制、地域における働き手や福祉の担い手の不足等、共生社会の実現に向けた課題は少なくありません。

今般、函南町障害者計画、函南町障害福祉計画及び函南町障害児福祉計画の計画期間満了に伴い、町や関係機関が連携を強化し、限られた社会資源を、より効率的に活用できる柔軟な支援体制づくりのため、本町における障害者施策の基本方針として「第5期障害者計画」を、障害福祉サービスを計画的に提供・確保するための具体的な方策として「第7期函南町障害福祉計画」及び「第3期函南町障害児福祉計画」を、一体的に策定いたしました。

本計画では、これまでの計画から引き続き、障害のある人の社会参加を促進するとともに、改正のあった関連法や国・県の指針に基づき、新たに障害のある人に配慮した情報伝達手段や意思疎通手段の確保に努めること、本計画の推進を通じて国際的な取組であるSDGsの推進に貢献すること等を明記しております。

また、第7期障害福祉計画では、新たに創設された「就労選択支援」の項目を追加しました。障害のある人が適切に意思決定を行うための支援は、生産年齢人口の減少による労働力の不足が指摘される中、障害のある人もない人もともに支えあう社会を実現するために重要な役割を担うものとなっていくと思われます。こうした新たな取組については、行政や事業所等と連携し、可能な限り早期に体制を整備できるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただいた町民の皆様、施策の方針等について貴重なご意見やご提言をいただいた函南町障害者計画等検討委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

函南町長 仁科 喜世志

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 SDGsに対応した計画推進	4
4 計画の期間	5
5 計画策定の方法	6
6 計画の対象者	6
第2章 函南町における障害のある人の状況	7
1 統計データからみた障害のある人の現状	7
2 アンケート調査からみた障害のある人の現状と課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	31
2 基盤整備に関する基本的な視点	32
3 障害者計画における施策の体系	35
4 障害福祉サービス等の体系	37
第2部 第5期函南町障害者計画	39
第1章 基本計画（施策・事業の展開）	39
1 ともに尊重し合い、支えあう地域を実現するために	39
2 一人ひとりの可能性を広げ、自分らしくいきいきと暮らすために	42
3 住み慣れたまちで、うるおいある地域生活を営むために	45
4 誰もが安心して暮らせるまちをつくるために	49
第3部 第7期函南町障害福祉計画	51
第1章 令和8年度の成果目標値	51
1 施設入所者の地域生活への移行	51
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	52
3 地域生活支援の充実	53
4 福祉施設から一般就労への移行等	54
5 相談支援体制の充実・強化等	56
6 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	57
第2章 サービスの見込量と確保のための方策	58
1 指定障害福祉サービス	58
2 地域生活支援事業	68
第4部 第3期函南町障害児福祉計画	75
第1章 令和8年度の成果目標値	75
1 児童発達支援センターの整備	75
2 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	75

3 重症心身障害児を支援する事業所の確保	76
4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備	76
第2章 発達障害の支援充実に関する活動指標	77
第3章 サービスの見込量と確保のための方策	78
1 障害児通所支援	78
2 障害児相談支援	80
第5部 計画の推進について	81
第1章 事業の推進・充実に向けた方策	81
1 障害者自立支援事業の充実	81
2 就労支援の充実	81
3 相談支援事業の充実	81
4 情報提供体制の充実	81
5 支給決定における公正・公平性の確保	82
6 発達障害児（者）への支援	82
7 難病患者等への支援	82
8 町の障害福祉施策や環境整備の推進	82
第2章 計画の推進体制	83
1 関係機関等との連携	83
2 計画の達成状況の点検及び評価	84
資料編	85
1 函南町障害者計画等検討委員会設置規程	85
2 函南町障害者計画等検討委員会委員名簿	86
3 計画策定の経過	87

本計画では「障害」の用語を、法律などに規定されている場合を除き「障害」と漢字で表記しています。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本町では『障害者基本法』に基づき、障害者施策の基本方針を総合的かつ体系的に定める「第4期函南町障がい者計画（平成29年度～令和5年度）」、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』に基づき障害福祉サービスや地域生活支援事業の数値目標を設定し、各年度のサービス需要を見込むとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保や推進のための方策を定める「第6期函南町障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）」及び『児童福祉法』に基づき障害児通所支援の数値目標を設定し、各年度のサービス需要を見込むとともに、障害児通所支援の提供体制の確保や推進のための方策を定める「第2期函南町障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の3計画に基づき、障害者施策の推進と地域共生社会の実現に向けて、障害のある人の自立と社会参加の促進や障害福祉サービスの充実のための取組を展開しています。

今回、3計画の見直し時期であることを受け、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とした「第5期函南町障害者計画」、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした「第7期函南町障害福祉計画」及び「第3期函南町障害児福祉計画」を策定します。

【障害者基本法 第11条 (市町村障害者計画)】 平成28年4月1日施行

第11条 1、2 <略>

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4、5 <略>

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7～9 <略>

【障害者総合支援法 第88条 (市町村障害福祉計画)】 平成30年4月1日施行

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

(2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 <略>

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5～12 <略>

【児童福祉法 第33条の20 (市町村障害児福祉計画)】 平成30年4月1日施行

第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

(2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

(2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～12 <略>

2 計画の位置付け

「第5期函南町障害者計画」は、『障害者基本法』第11条第3項に基づき、障害者施策の基本方針を総合的かつ体系的に定める計画です。

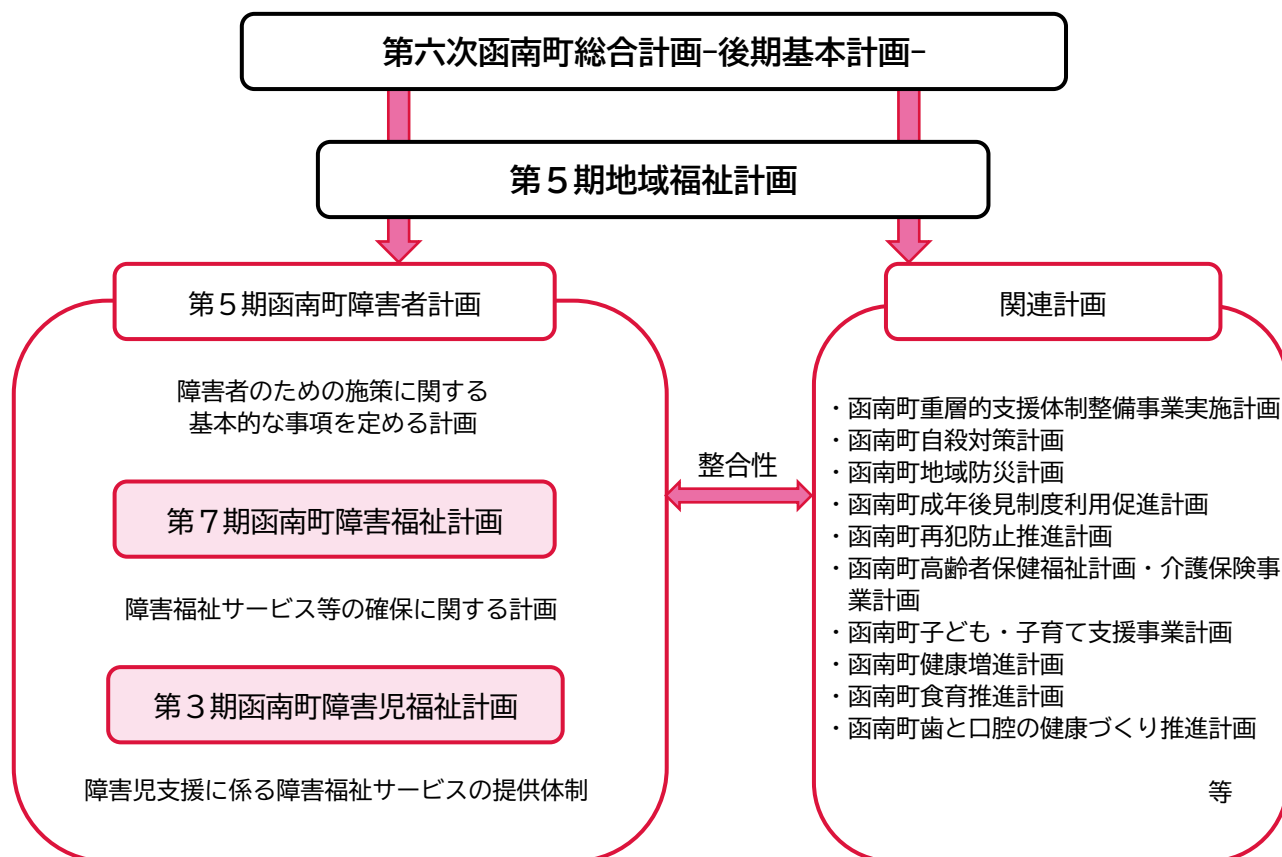
「第7期函南町障害福祉計画」は『障害者総合支援法』の第88条第1項により、「第3期函南町障害児福祉計画」は『児童福祉法』の第33条の20第1項により、策定が求められている市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画であり、本町が進めていく障害者施策に関する基本的な事項を定めた「第5期函南町障害者計画」の内容を踏まえ、生活支援に関わる各種障害福祉サービス等の確保方策や、各種サービスの利活用を通じて障害のある人の自立や社会参加を支援するための成果目標や活動指標を定める実施計画としての役割を担います。

これらの計画は「第六次函南町総合計画-後期基本計画-」及び「第5期地域福祉計画」を上位計画とし、福祉分野における他の個別計画の関連事項における施策との連携を図りながら推進します。

◎市町村障害者計画と市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の関係◎

	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
位置付け	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画	障害児支援に係る障害福祉サービスの提供体制の確保に関する計画
計画期間	概ね5～10年程度 ※自治体によって異なる	3年を1期とする	3年を1期とする

◎函南町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置付け◎



3 SDGsに対応した計画推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。持続可能な世界を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と、169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成され、あらゆる不平等の是正や住み続けられるまちづくり等、様々な分野において地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会をつくることを目標に掲げています。

従来の国際的な目標や協定と異なり、SDGsではあらゆる主体の力を結集するという考えのもと、国という枠組みを超えた地域レベルでの取組や自治体の貢献にも大きな期待が寄せられています。

本計画の推進においても、福祉サービスの充実のほか、庁内の関係各課と連携してSDGsの考え方を取り入れた障害者児に対する福祉施策を推進します。



【SDGs 17の目標】

4 計画の期間

「第5期函南町障害者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、「第7期函南町障害福祉計画」及び「第3期函南町障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

法律や制度の改正、障害のある人を取り巻く環境が大きく変わった場合には、適宜見直しを行います。

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第4期 函南町障がい者計画 (平成29年度～令和5年度)					第5期 函南町障害者計画 (令和6年度～令和11年度)						第6期
第5期 (～令和2年度)		第6期 函南町障害福祉計画 (令和3年～5年)			第7期 函南町障害福祉計画 (令和6年～8年)			第8期 函南町障害福祉計画 (令和9年～11年)			第9期
第1期 (～令和2年度)		第2期 函南町障害児福祉計画 (令和3年～5年)			第3期 函南町障害児福祉計画 (令和6年～8年)			第4期 函南町障害児福祉計画 (令和9年～11年)			第5期

5 計画策定の方法

(1) アンケート調査の実施

障害のある人の現状を分析・整理し、計画策定に資する基礎資料として把握するとともに、障害のある人の意見を計画に反映することを目的に、アンケート調査を実施しました。

(2) パブリック・コメントの実施

町民の意見を計画に反映することを目的に、この計画の案を函南町のホームページ等で公表するパブリック・コメントを実施しました。

(パブリック・コメント期間：令和6年1月15日～令和6年2月19日)

(3) 函南町障害者計画等検討委員会による協議

本計画の見直しに際しては、行政内部のみではなく、障害者団体、学識経験者、福祉・医療関係者等で構成する「函南町障害者計画等検討委員会」において意見をいただき、内容の協議を行いました。

	開催日	協議事項
第1回	令和5年11月7日	計画の概要、アンケート実施報告、スケジュールの確認
第2回	令和5年12月21日	計画（素案）の検討
第3回	令和6年3月7日	パブリック・コメントの実施結果報告、計画（案）承認

6 計画の対象者

この計画の対象となる「障害者」とは、18歳以上で『身体障害者福祉法』、『知的障害者福祉法』、『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律』に規定される身体・知的・精神障害のある人を指します。また、「障害児」と記載する場合は、『児童福祉法』第4条第2項に規定する障害児を指します。

計画における支援体制の構築及び福祉の推進においては、手帳の有無にかかわらず、発達障害や高次脳機能障害、難病患者等、生活において様々な支援や配慮を要する人を対象に含めることで、町の総合的な福祉の充実を図ります。

第2章 函南町における障害のある人の状況

1 統計データからみた障害のある人の現状

(1) 人口構造

本町の総人口は減少傾向にあり、令和4年では37,091人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口の減少、老年人口の増加が明らかで、割合も老年人口が年少人口を超え、令和4年には老年人口が年少人口を21.0ポイント上回り、32.3%を占めています。

◎年齢3区分人口の推移◎

	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		総数
	総数(人)	割合(%)	総数(人)	割合(%)	総数(人)	割合(%)	総数(人)
平成28年	4,758	12.4	22,267	58.0	11,376	29.6	38,401
平成29年	4,589	12.0	21,925	57.6	11,581	30.4	38,095
平成30年	4,476	11.8	21,595	57.1	11,722	31.0	37,793
令和元年	4,417	11.7	21,530	57.0	11,814	31.3	37,761
令和2年	4,357	11.6	21,301	56.8	11,874	31.6	37,532
令和3年	4,261	11.4	21,087	56.5	11,992	32.1	37,340
令和4年	4,174	11.3	20,942	56.5	11,975	32.3	37,091

資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は増減を繰り返し、令和4年度は1,208人となっています。

障害種別にみると、肢体不自由が減少しており、内部障害は増加傾向にあります。

令和4年度の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、1級が最も多く478人、次いで4級が277人、3級が177人となっています。

重度である1級と2級を合わせると637人で、全体の過半数を占めています。また、障害種別では、視覚障害、肢体不自由と内部障害で1級が最も多く、特に内部障害は292人と、1級のうち6割を占めています。

◎身体障害者手帳所持者数の推移◎

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	69	73	71	71	66	75	78
聴覚又は 平衡障害	70	65	75	72	68	68	69
音声又は 言語障害	17	21	22	19	15	18	18
肢体不自由	688	676	669	659	627	621	598
内部障害	386	398	416	432	427	452	445
合計	1,230	1,233	1,253	1,253	1,203	1,234	1,208

資料：福祉課（各年度3月末現在）

◎令和4年度 身体障害者手帳所持者数◎

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	25	24	5	5	17	2	78
聴覚又は 平衡障害	0	13	12	20	1	23	69
音声又は 言語障害	2	1	8	7	0	0	18
肢体不自由	159	117	98	150	41	33	598
内部障害	292	4	54	95	0	0	445
合計	478	159	177	277	59	58	1,208

資料：福祉課（令和5年3月末現在）

(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は増加で推移しており、令和4年度は345人となっています。

障害の判定別にみると、A判定はほぼ横ばいとなっている一方、B判定は年々増加しており、令和4年度はA判定が93人、B判定が252人となっています。

令和4年度の療育手帳所持者数を年齢別にみると、18歳未満が90人、18歳以上が255人と、18歳以上が全体の7割以上を占めて多くなっています。

◎療育手帳所持者数の推移◎

単位：人

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	18歳未満	15	11	12	11	10	13	18
	18歳以上	78	78	79	82	77	74	75
	計	93	89	91	93	87	87	93
B	18歳未満	79	79	80	76	74	68	72
	18歳以上	127	140	152	163	165	170	180
	計	206	219	232	239	239	238	252
合計		299	308	323	332	326	325	345

資料：福祉課（各年度3月末現在）

(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度は364人となっています。

全ての等級で増加傾向にあり、令和4年度は2級が227人と全体の6割以上を占め、次いで3級が110人、1級が27人となっています。

◎精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移◎

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	15	20	24	24	20	25	27
2級	141	145	157	168	178	199	227
3級	57	67	74	82	95	103	110
合計	213	232	255	274	293	327	364

資料：福祉課（各年度3月末現在）

(5) 就学状況

令和5年3月末現在の特別支援学級の設置校数は、小学校が3校、中学校が2校となっています。学級数は、小学校が7学級、中学校が4学級となっており、児童・生徒数は小学校が36人、中学校が22人となっています。

また、令和4年度の県立特別支援学校等に通学している児童・生徒数は、小学部で13人、中学部で5人となっています。

◎令和4年 特別支援学級の状況◎

	小学校	中学校
設置校数（校）	3	2
学級数（学級）	7	4
児童・生徒数（人）	36	22

資料：教育委員会学校教育課（令和5年3月末現在）

◎令和4年度 県立特別支援学校の在籍状況◎

	小学部	中学部
県立伊豆の国特別支援学校（人）	10	4
県立東部特別支援学校（人）	1	1
県立沼津視覚特別支援学校（人）	1	0
県立沼津聴覚特別支援学校（人）	1	0
合計（人）	13	5

資料：教育委員会学校教育課（令和5年3月末現在）

(6) 各種福祉サービスの利用状況

① 心身障害者（児）日常生活用具給付状況

日常生活用具給付対象者（児）数は、年度によって増減はあるものの、増加傾向にあり、令和4年度には285人となっています。障害者は全体の9割以上を占めています。

◎心身障害者（児）日常生活用具給付状況の推移◎

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害者	149	194	190	187	208	285	273
障害児	16	14	10	6	5	9	12
合計	165	208	200	193	213	294	285

資料：福祉課（各年度3月末現在）

② 福祉タクシー利用券交付状況

福祉タクシー利用券の障害者の申請者数は、減少傾向にあり、令和4年度は299人となっています。また、利用件数は令和2年度に落ち込んだものの、その後増加しており、令和4年度では24,615件となっています。

◎福祉タクシー利用券交付状況の推移◎

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請者数（人）	312	323	323	317	300	304	299
利用件数（件）	33,082	32,761	32,317	29,240	21,873	23,488	24,615

資料：福祉課（各年度3月末現在）

③ 補装具交付・修理状況

補装具の交付件数は、障害者では増減を繰り返しており、令和4年度は26件となっています。また、障害児では6件となっています。

補装具の修理件数は令和4年度で障害者が24件、障害児が7件となっています。

◎補装具交付・修理状況の推移◎

単位：件

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付	障害者	32	26	17	32	18	23	26
	障害児	5	4	1	2	2	3	6
交付合計		37	30	18	34	20	26	32
修理	障害者	27	25	16	22	28	26	24
	障害児	2	3	4	3	2	1	7
修理合計		29	28	20	25	30	27	31
交付合計 + 修理合計		66	58	38	59	50	53	63

資料：福祉課（各年度3月末現在）

④ 自立支援給付状況

自立支援給付件数は年々増加しており、平成28年度は4,164件であったのに対し、令和4年度には6,042件と、約1.5倍の増加となっています。

令和4年度の介護給付の給付件数をみると、生活介護が960件と最も多く、次いで居宅介護が666件、施設入所支援が559件となっています。

一方、訓練等給付の給付件数をみると、就労継続支援B型が1,464件と全体の2割以上を占めて最も多く、次いで共同生活援助が468件となっています。

◎自立支援給付状況の推移◎

単位：件

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護給付	居宅介護	625	667	640	615	624	628	666
	重度訪問介護	35	31	57	60	70	68	58
	同行援護	71	66	68	79	80	95	121
	行動援護	12	28	32	28	11	8	10
	生活介護	757	854	847	857	915	939	960
	療養介護	60	57	59	61	60	60	60
	短期入所	132	127	131	128	99	123	122
	共同生活介護		0	0	0	0	0	0
	施設入所支援	540	536	519	526	563	557	559
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	9	0	0	3	12	2	0
	自立訓練 (生活訓練)	41	8	2	72	334	364	233
	就労移行支援	153	144	164	111	65	105	70
	就労継続支援 A型	181	149	141	168	238	237	248
	就労継続支援 B型	895	936	1,025	1,136	1,221	1,323	1,464
	共同生活援助	133	129	172	234	283	422	468
計画相談		520	553	564	736	951	1,035	1,003
合計		4,164	4,285	4,421	4,814	5,526	5,966	6,042

資料：福祉課（各年度3月末現在）

⑤ 障害児に係る給付状況

障害児に係る給付件数は年々増加しており、令和4年度の給付件数をみると、児童発達支援が449件、放課後等デイサービスが1,280件、保育所等訪問支援が11件、相談支援給付が355件となっており、放課後等デイサービスが全体の6割以上を占めています。

◎障害児に係る給付状況の推移◎

単位：件

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通 所 給 付	児童発達支援	242	245	216	252	322	368	449
	放課後等 デイサービス	418	620	840	979	944	1,116	1,280
	保育所等 訪問支援	24	28	45	23	31	6	11
	相談支援給付	146	183	223	234	252	264	355
合計		830	1,076	1324	1,488	1,549	1,754	2,095

資料：福祉課（各年度3月末現在）

(7) 保健サービスの利用状況

基本（特定）健康診査受診者数は、令和２年度に大きく落ち込んだものの、令和３年度からは回復傾向にあり、令和４年度は1,988人となっています。

子宮がん検診、乳がん検診受診者数についても、令和２年度に大きく落ち込んだものの、令和３年度から回復傾向が見られます。

乳幼児健診の受診者数は、増減を繰り返して推移しています。乳幼児健診を行うことにより、発達障害等の早期発見にもつながっています。

◎保健サービスの利用状況の推移◎

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
基本（特定）健康診査	2,809	2,435	2,261	2,293	1,670	1,925	1,988
胃がん検診	1,173	1,126	996	973	630	1,005	947
子宮がん検診	2,123	2,171	2,060	2,132	1,818	2,030	2,139
乳がん検診	2,427	2,395	2,201	2,379	1,968	2,258	2,299
大腸がん検診	2,318	2,150	2,160	2,051	1,592	1,940	1,986
肺がん検診	3,210	3,070	3,108	3,044	1,930	2,720	2,771
前立腺がん検診	1,219	1,199	1,128	1,084	832	963	962
４か月児健康診査（個別）	298	221	245	242	241	203	195
10か月児健康診査（個別）	295	250	234	222	263	216	187
１歳６か月児健康診査	276	302	243	241	263	245	205
３歳児健康診査	274	286	296	236	290	247	260

資料：健康づくり課・住民課（各年度３月末現在）

(8) 医療費助成の状況

自立支援医療（精神通院医療）の利用件数は年々増加しており、令和4年度は694件と、7年間で約1.6倍になっています。その他の医療費助成の件数は、いずれも増減を繰り返しています。

◎医療費助成の状況の推移◎

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度心身障害者（児） 医療費助成	768	778	743	797	792	807	807
自立支援医療 （精神通院医療）	445	452	483	512	616	672	694
自立支援医療 （更生医療）	12	13	12	12	14	13	15
精神障害者 入院費助成	34	41	38	37	34	50	31

資料：健康づくり課・福祉課（各年度3月末現在）

(9) 相談の状況

① 相談員の設置状況

令和5年3月末現在の相談員数は、民生委員・児童委員、主任児童委員が74人、身体障害者相談員が4人、知的障害者相談員が1人となっています。

◎令和4年度 相談員の設置状況◎

単位：人

職 種	人数
民生委員・児童委員、主任児童委員	74
身体障害者相談員	4
知的障害者相談員	1

資料：福祉課（令和5年3月末現在）

② 相談員の活動件数

相談員の活動件数は、増減を繰り返しており、令和4年度の身体障害者相談員の活動件数は、48件、知的障害者相談員の活動件数は64件で、合計112件となっています。

◎身体障害者相談員の活動件数の推移◎

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療	12	23	19	16	4	10	5
補装具	3	6	3	4	4	4	3
施設	7	13	6	12	6	5	9
生活	22	18	11	14	20	16	12
職業	1	0	0	1	1	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0	0
その他	27	29	26	24	8	14	19
合計	72	89	65	71	43	49	48

資料：福祉課（各年度3月末現在）

◎知的障害者相談員の活動件数の推移◎

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養育	0	0	0	0	0	0	0
生活	0	0	0	0	0	1	0
家庭	7	9	7	2	3	1	1
施設入所	0	0	0	0	0	0	0
就学	0	0	0	0	0	0	0
就職	0	0	0	0	0	1	3
その他	39	66	64	53	38	49	60
合計	46	75	71	55	41	52	64

資料：福祉課（各年度3月末現在）

③ 相談支援事業所への相談件数

障害のある人の相談支援事業所への相談件数は増減を繰り返しており、令和４年度では2,601件となっています。

内容別にみると、福祉サービスの利用がいずれの年度においても最も多く、令和４年度は826件と、全体の約３割を占めています。

◎相談支援事業所への相談件数の推移◎

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
福祉サービスの利用	737	764	791	656	843	800	826
障害や病状の理解	50	32	66	119	94	97	93
健康・医療	331	366	425	367	442	415	458
不安の解消・情緒安定	529	602	532	347	441	401	414
保育・教育・進路	64	64	78	70	94	72	99
家族関係・人間関係	87	100	133	159	139	182	200
家計・経済	53	119	128	199	148	159	187
生活技術	48	89	141	138	105	112	123
就労	59	46	45	56	50	60	136
社会参加・余暇活動	42	23	18	6	14	5	28
権利擁護	19	45	27	22	17	25	25
その他	58	63	57	77	127	43	12
合計	2,077	2,313	2,441	2,216	2,514	2,371	2,601

資料：福祉課（各年度３月末現在）

④ 相談支援事業所への相談形態別件数の推移

相談支援事業所への相談形態は、令和４年度では、電話相談が最も多く746件となっています。訪問による相談が減少し、電話や電子メールでの相談が増加しています。

◎相談形態別件数の推移◎

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
訪問	292	337	293	310	265	254	247
来所相談	163	182	177	152	149	102	103
同行	84	134	163	154	139	183	220
電話相談	1,007	981	826	558	692	688	746
電子メール	3	2	1	6	13	9	24
個別支援会議	68	81	78	63	76	56	55
関係機関	253	445	503	528	704	618	619
その他	1	2	0	18	2	7	4
合計	1,871	2,164	2,041	1,789	2,040	1,917	2,018

資料：福祉課（各年度３月末現在）

2 アンケート調査からみた障害のある人の現状と課題

(1) 調査の方法

調査対象：町内在住の障害手帳所持者、及びその他障害福祉サービス等利用者

調査方法：無作為抽出による郵送配布、郵送回収

調査期間：令和5年9月6日～令和5年9月20日

(2) 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
500票	228票	228票	45.6%

※有効回収数：回収数から全く回答がないもの（白票）を除いた数

(3) 注意事項

※障害種別で集計しているため、重複障害者はそれぞれの手帳所持者で集計されています。

※回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示しています。一部の設問においては、回答を人数（人）で示している場合があります。

※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

※1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

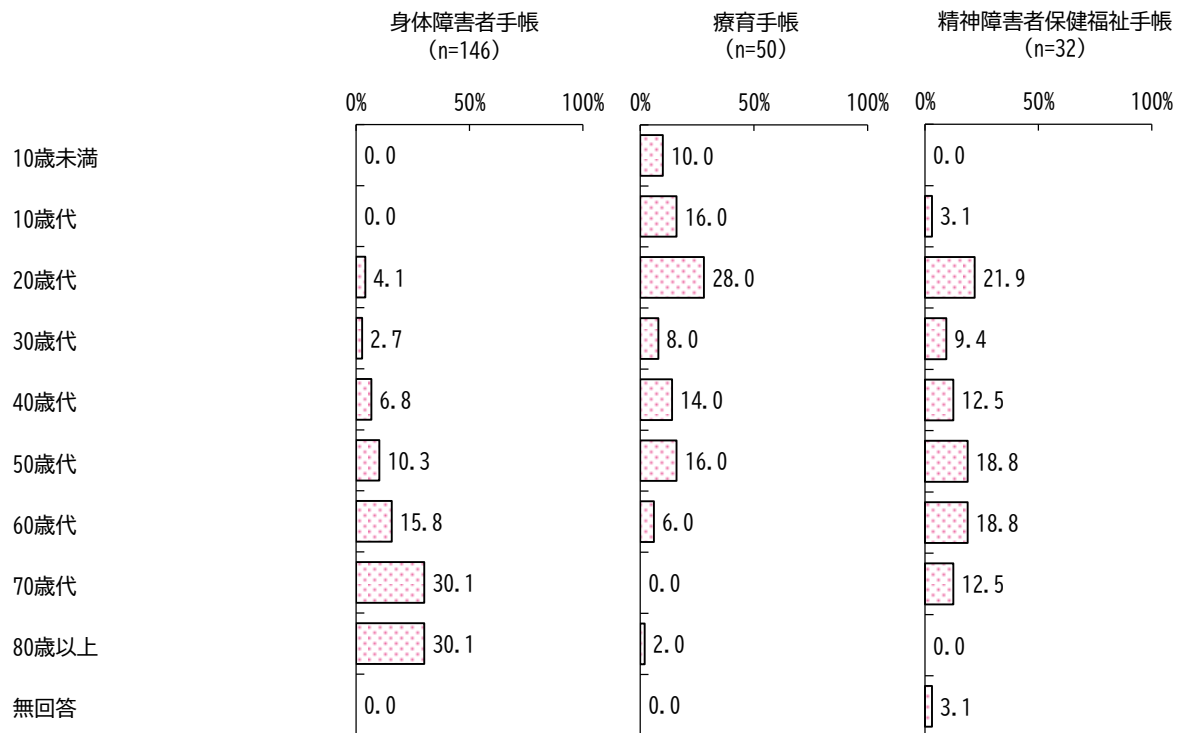
※グラフにおいて、0.0%は非表示としている場合があります。

※調査結果は抜粋して掲載しています。

(4) 調査結果

① 属性について

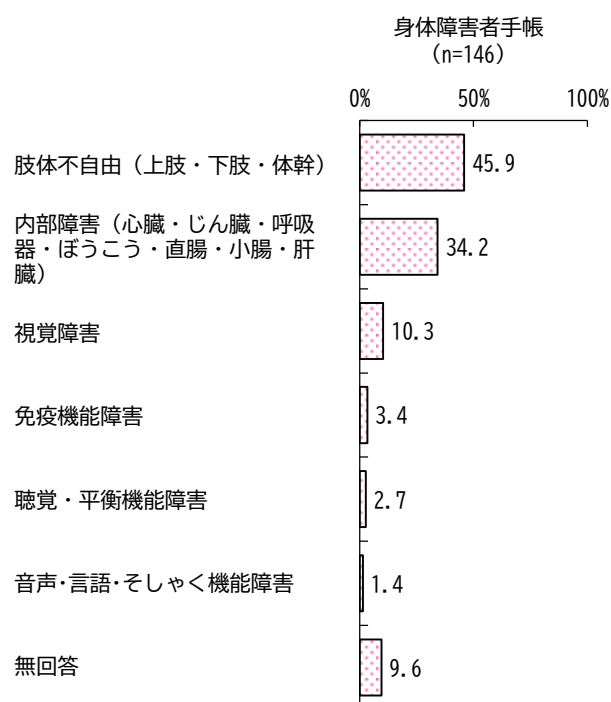
◎あなたの年齢は（令和5年9月1日現在の年齢でお答えください。）



療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は、「20歳代」が最も多くなっています。

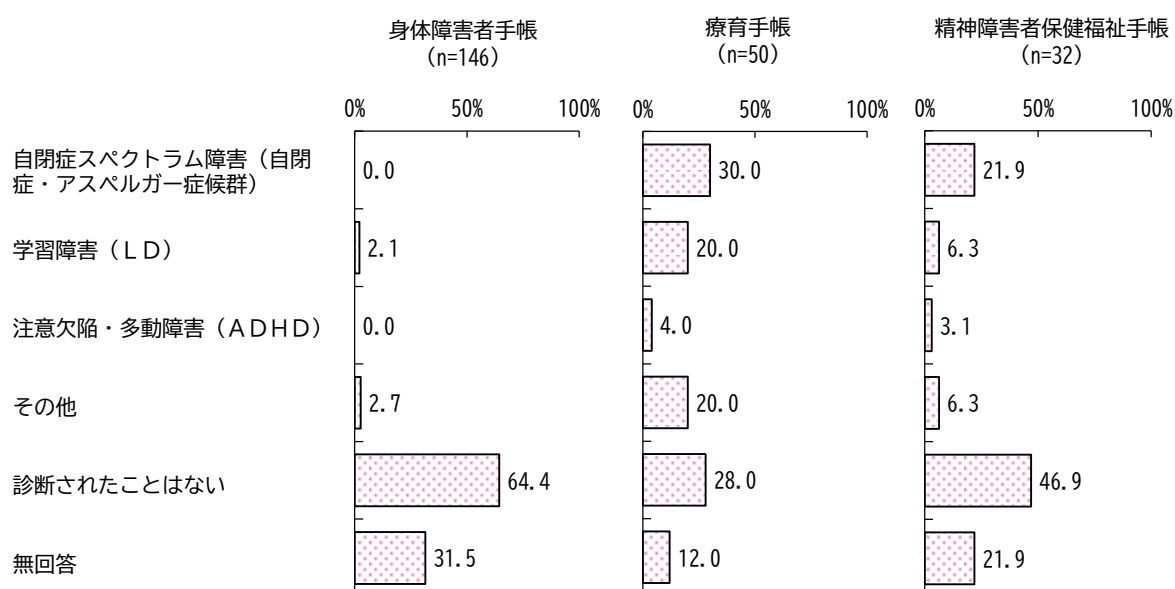
◎身体障害者手帳に表示されている、あなたの障害種別を教えてください。(複数回答)

※身体障害者手帳所持者のみ



身体障害者手帳の障害種別では、「肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)」45.9%が最も多く、次いで「内部障害 (心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓)」34.2%、「視覚障害」10.3%などとなっています。

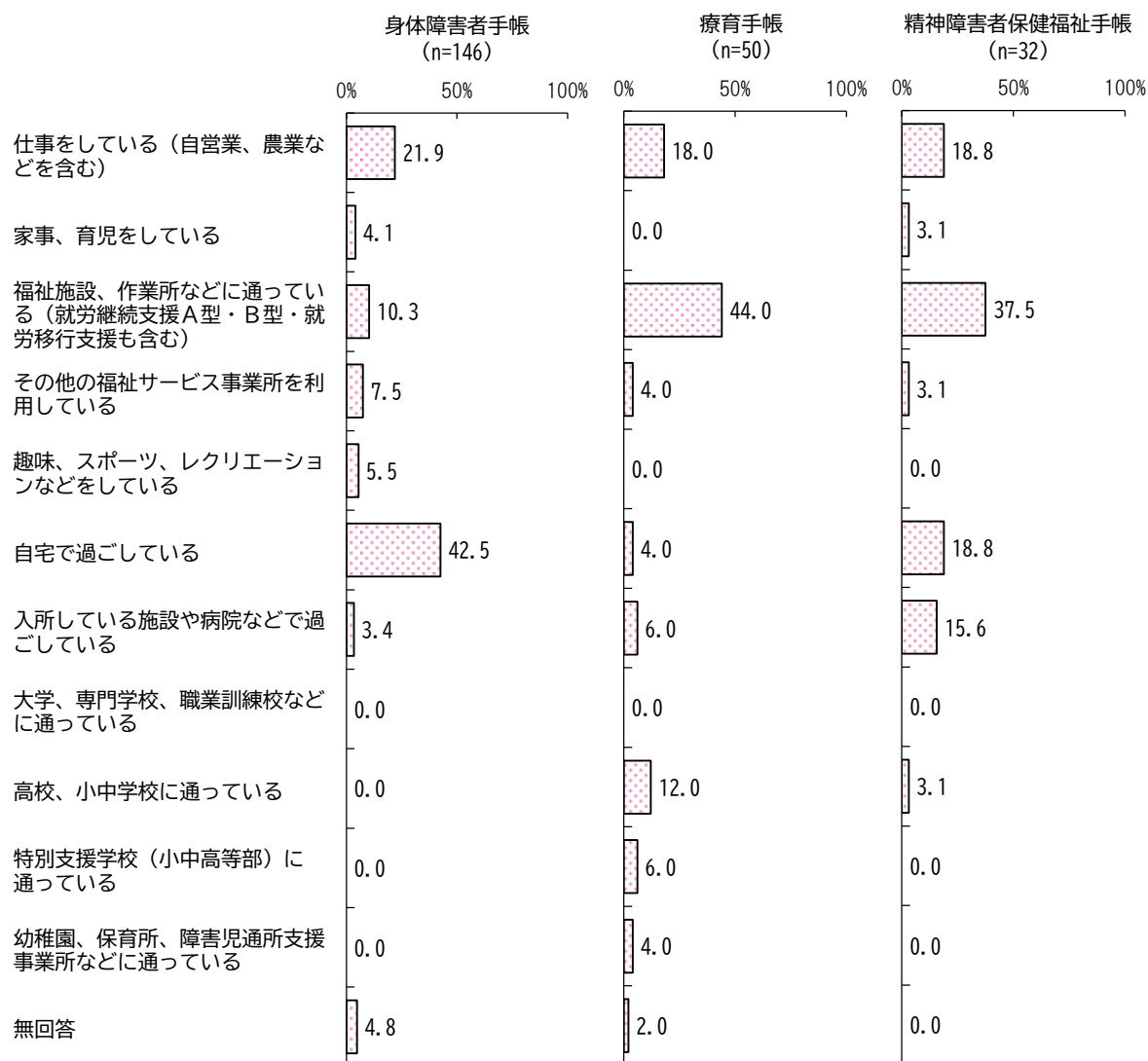
◎あなたは発達障害として診断されたことがありますか。その場合種別は、次のうちのどれですか。(複数回答)



身体障害者手帳所持者では、「診断されたことはない」64.4%、療育手帳所持者では「自閉症スペクトラム障害 (自閉症・アスペルガー症候群)」30.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「診断されたことはない」46.9%が最も多くなっています。

② 仕事について

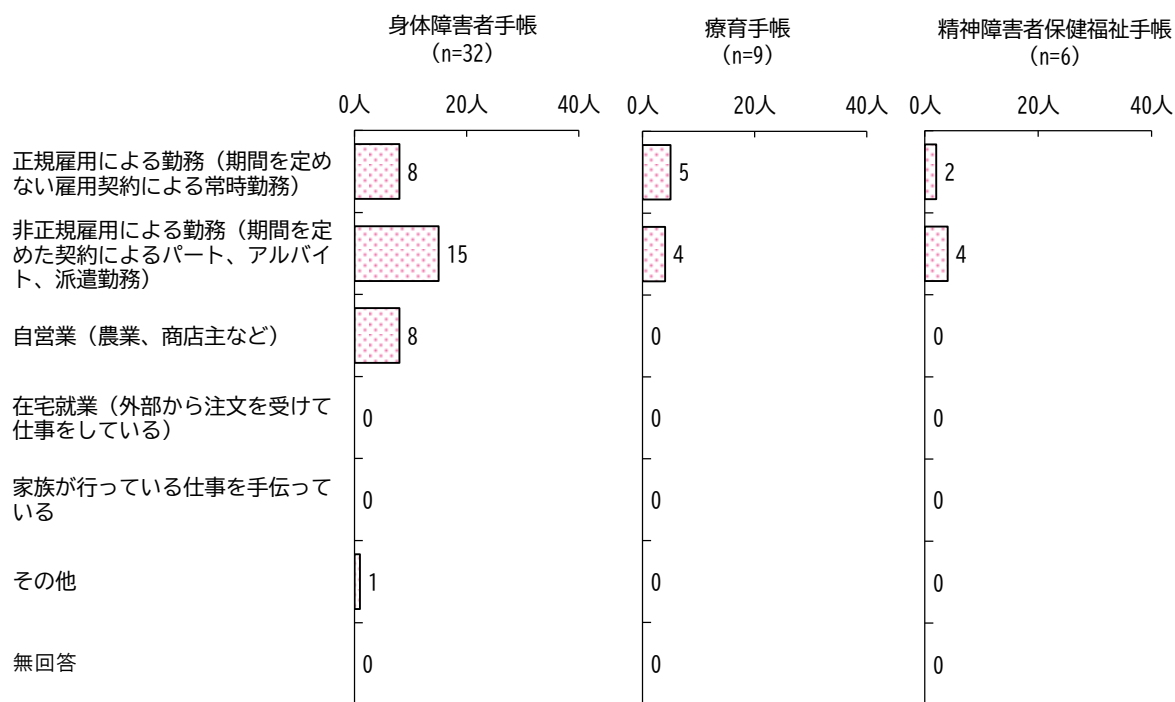
◎あなたは、昼間は主にどのように過ごしていますか。



身体障害者手帳所持者では、「自宅で過ごしている」が最も多くなっている一方、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型・B型・就労移行支援も含む）」人が最も多く、所持している手帳の種類によって、昼間の過ごし方が異なります。

◎あなたの働き方はどのような形態ですか。

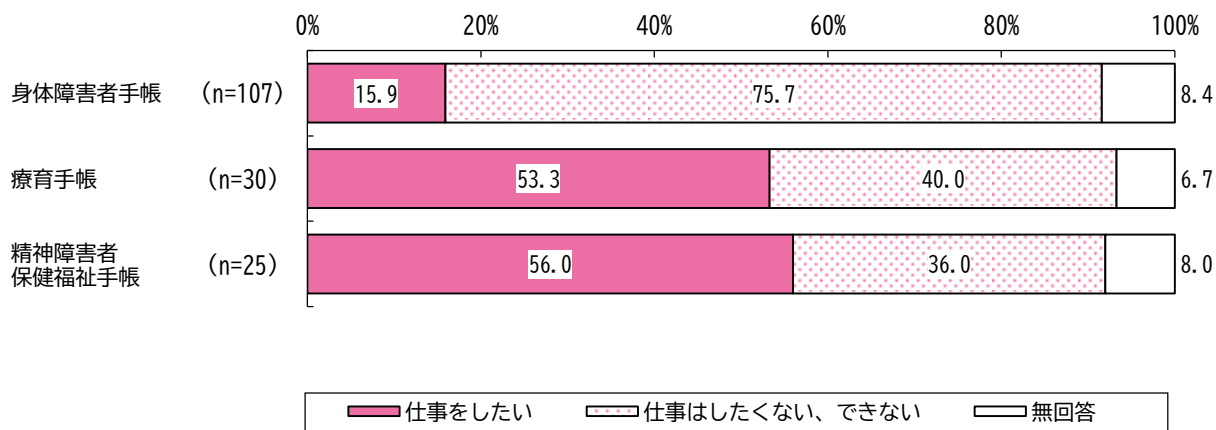
※仕事をしている（自営業、農業などを含む）と答えた人のみ



身体障害者手帳所持者では、「非正規雇用による勤務」が最も多くなっています。

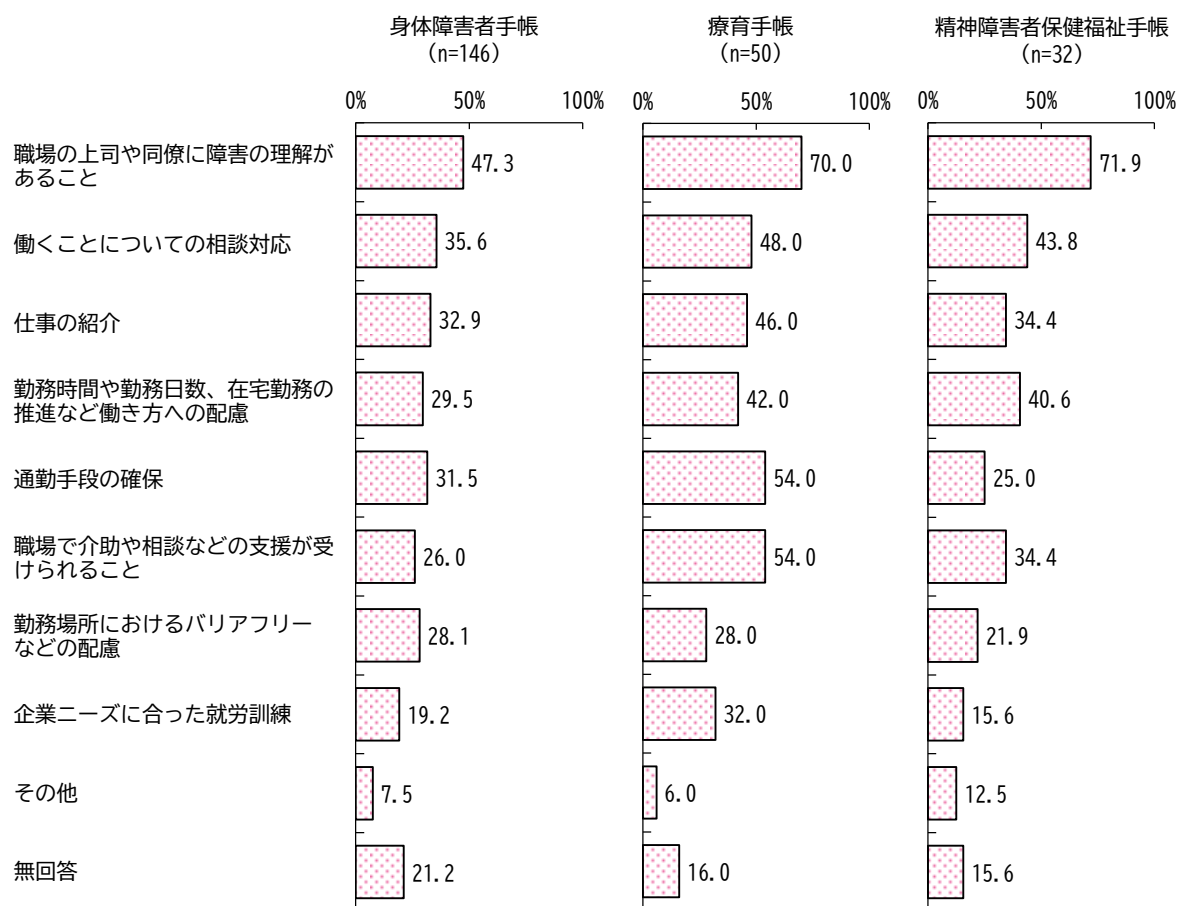
◎あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

※「仕事をしている（自営業、農業などを含む）」以外を選択した18歳以上の人のみ



身体障害者手帳所持者では「仕事はしたくない、できない」が半数を超えている一方、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「仕事をしたい」が半数を超えています。

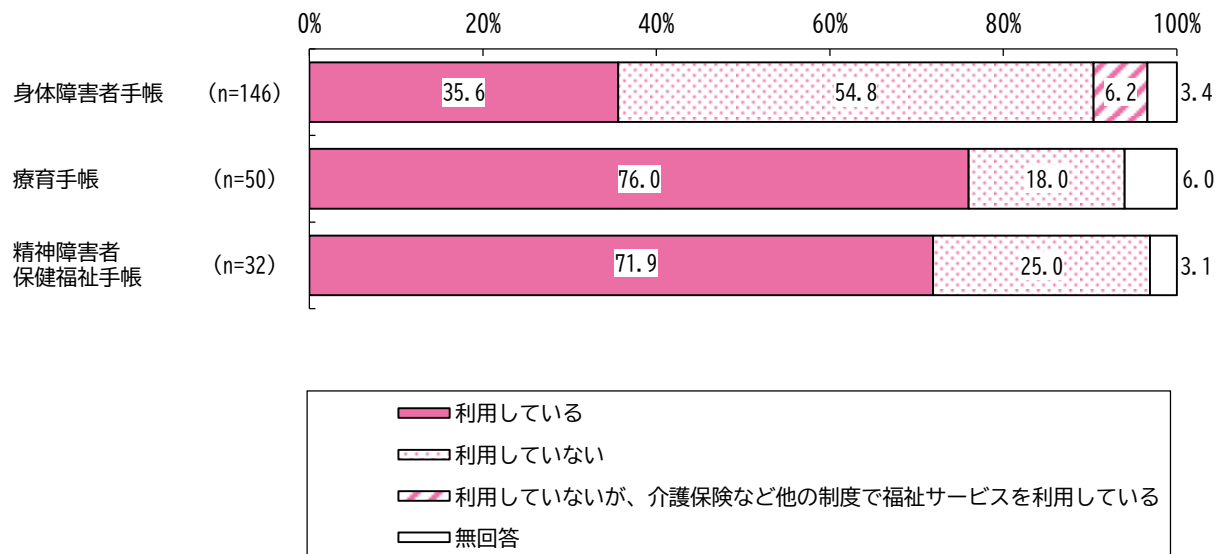
◎あなたは、障害のある人への就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）



いずれの手帳においても、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多くなっている一方、所持している手帳の種類によって、必要とする割合に差異がある項目もみられます。

③障害福祉サービス等の利用状況について

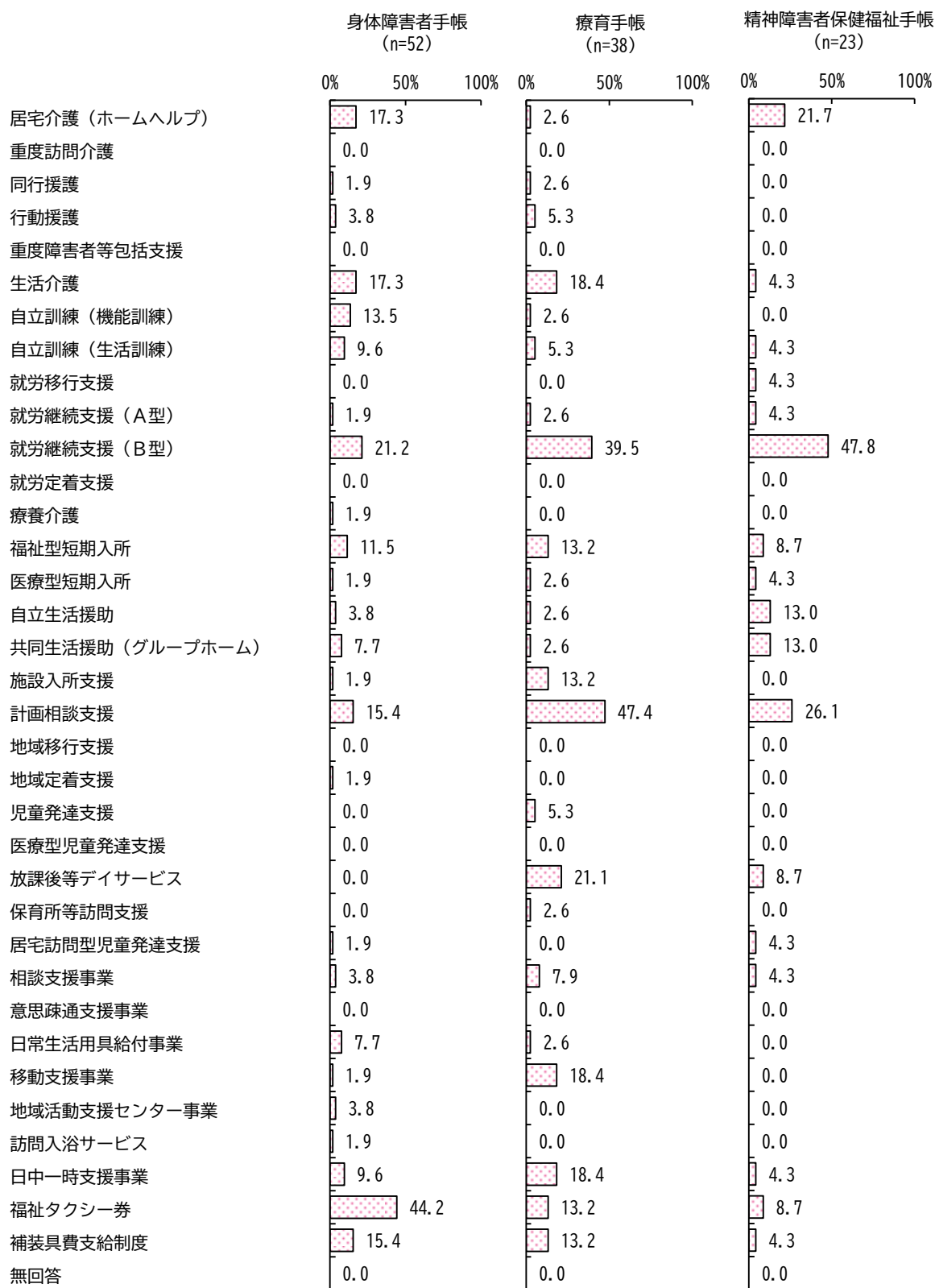
◎あなたは現在、障害福祉サービスを利用していますか。



身体障害者手帳所持者では、「利用していない」54.8%が最も多くなっている一方、療育手帳所持者では、「利用している」76.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「利用している」71.9%が最も多くなっています。

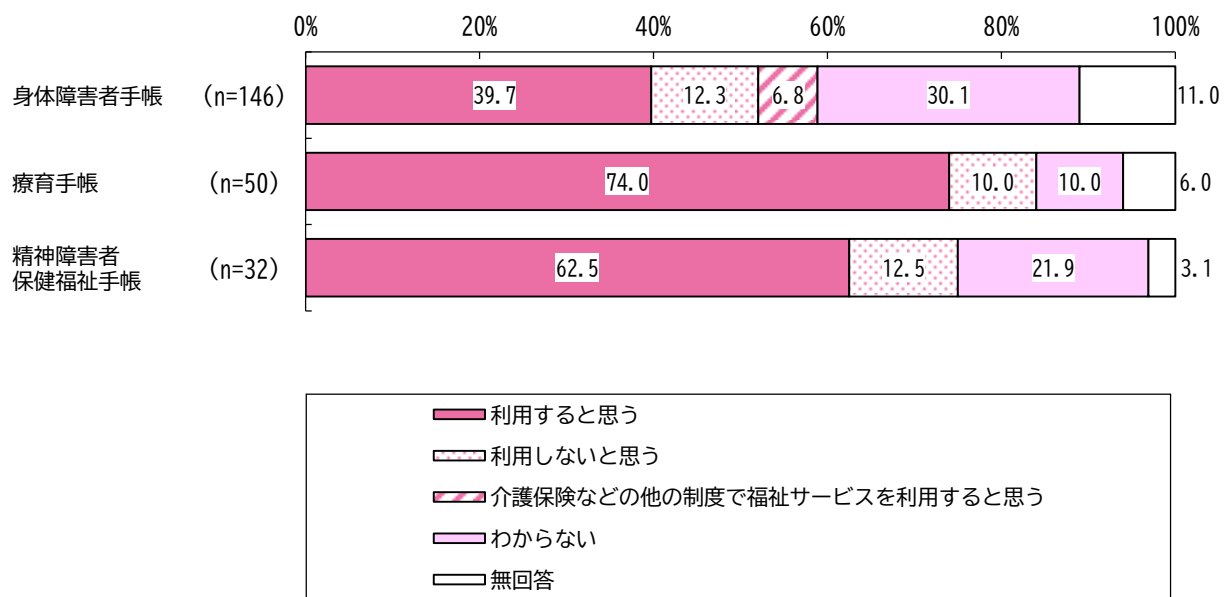
◎現在どのようなサービスを利用していますか。(複数回答)

※障害福祉サービスを利用している人のみ



所持している手帳の種類によって、利用しているサービスが異なります。

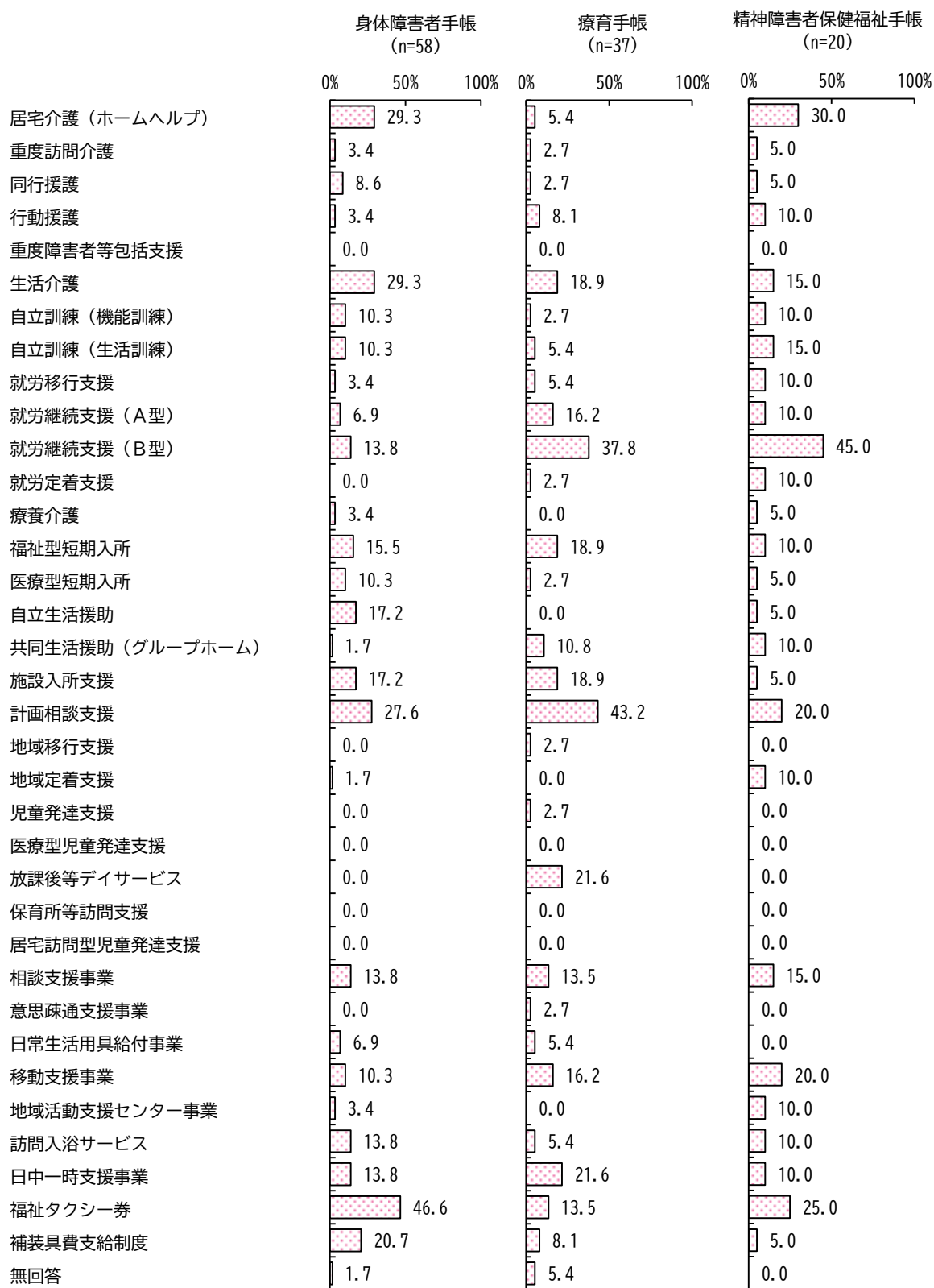
◎あなたは今後、障害福祉サービスを利用したいと考えますか。



療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、「利用すると思う」人が多くなっています。

◎どのようなサービスを利用すると思いますか。(複数回答)

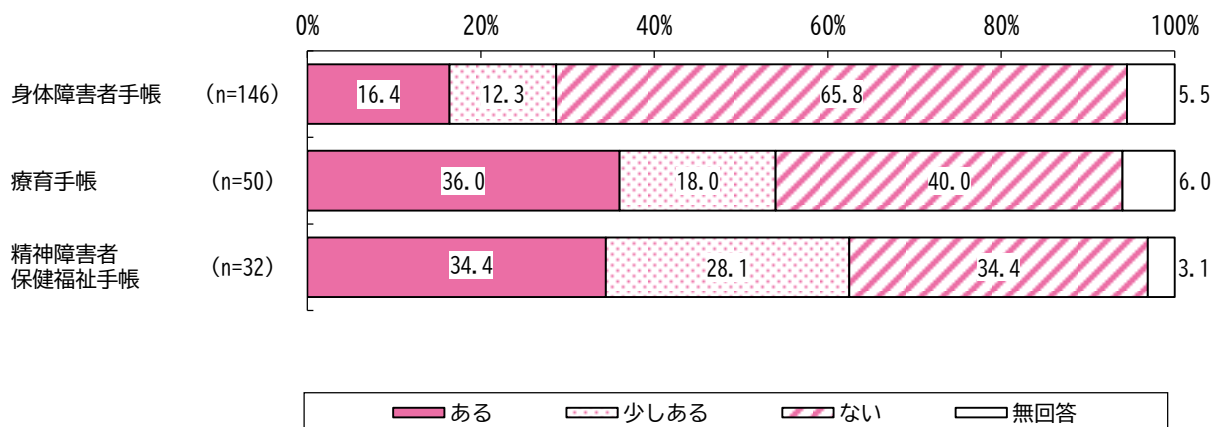
※障害福祉サービスを利用すると思う人のみ



所持している手帳の種類によって、利用を想定しているサービスが異なります。

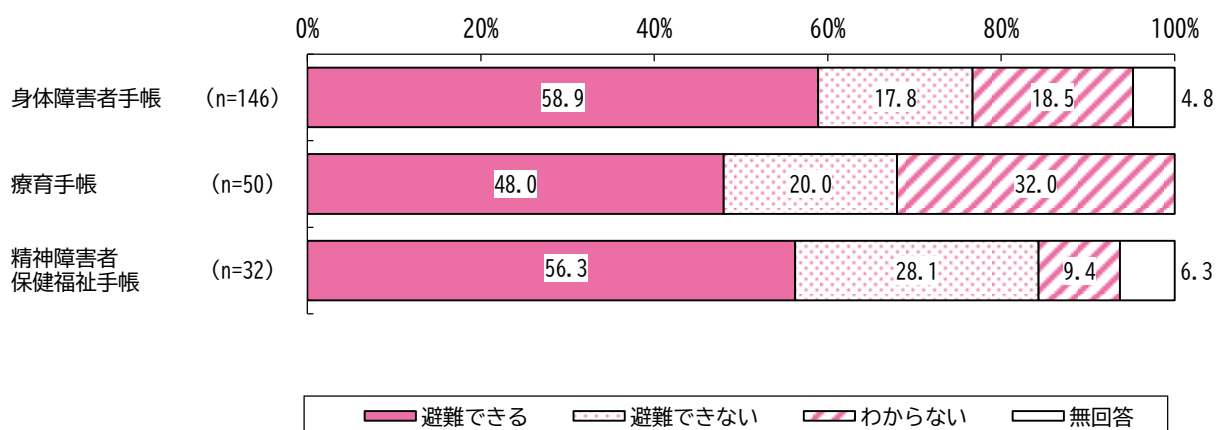
④生活の環境や安全・安心について

◎あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。



身体障害者手帳所持者では、差別や嫌な思いをしたことが「ない」65.8%となっている一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「ある」と「少しある」を合わせた差別や嫌な思いをしたことが『ある』62.5%となっています。

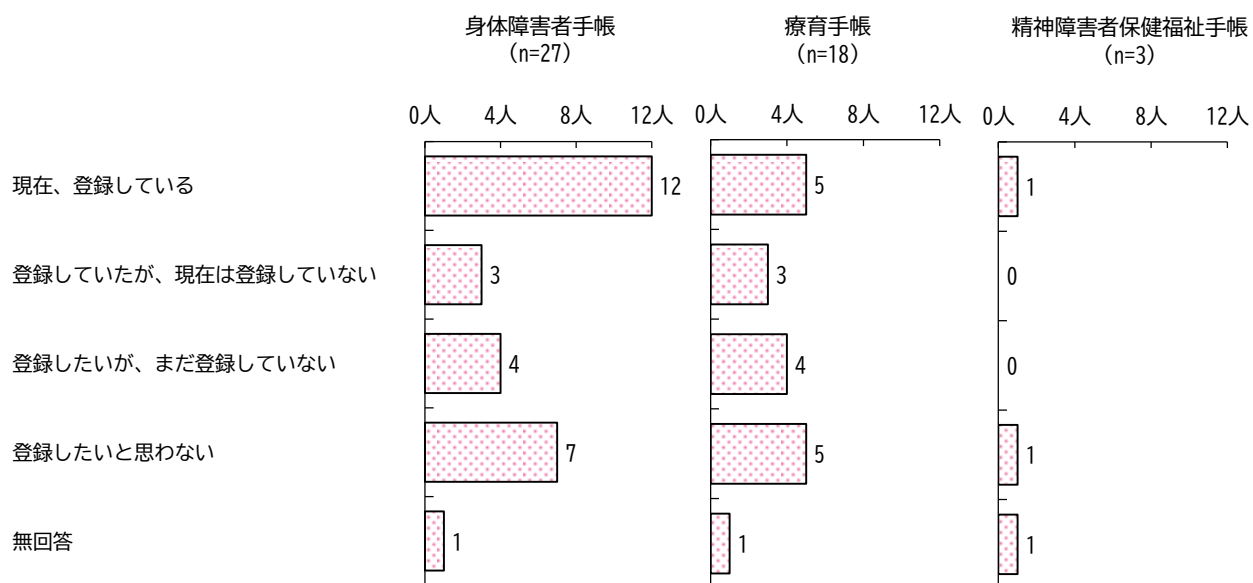
◎あなたは、災害などの緊急時に、自宅または施設から一人でまたは支援を受けながら、安全に避難できますか。



精神障害者福祉手帳所持者では、一人で「避難できない」人が3割近くとなっています。

◎あなたは、避難行動要支援者名簿に登録していますか。

※知っている人のみ

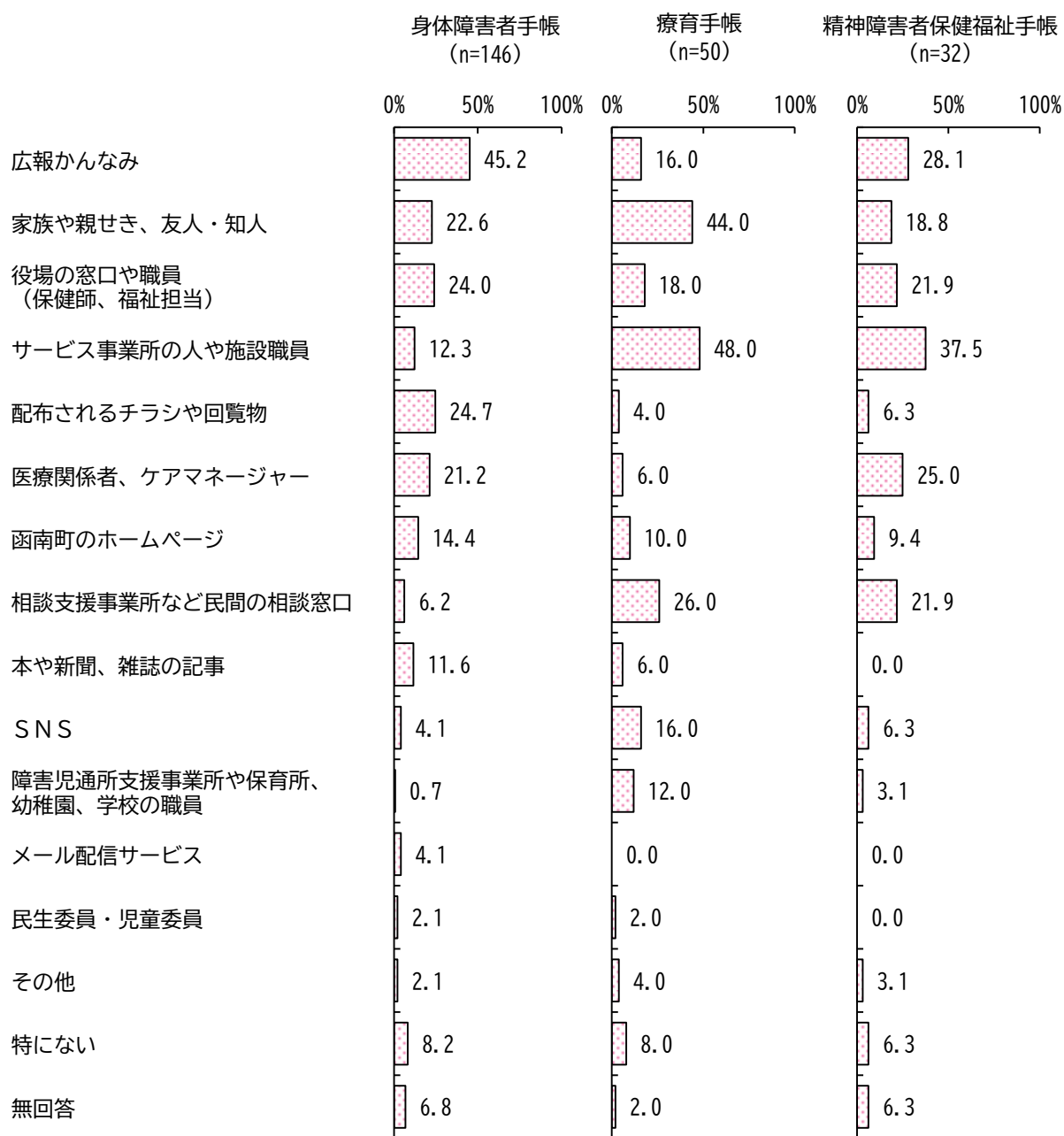


いずれの手帳においても、「現在、登録している」人が多くなっている一方、「登録したいが、まだ登録していない」人も少数います。

⑤相談支援について

◎あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

(複数回答)



身体障害者手帳所持者では、「広報かなみ」が最も多く、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では、「サービス事業所の人や施設職員」が最も多くなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

平成23年に改正された『障害者基本法』では、“全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現”を基本理念に掲げ、国として様々な障害者施策を講じています。

令和5年3月に国が策定した「第5次障害者基本計画」では、これまでの計画から引き続き共生社会の実現に向けて障害のある人の社会参加を促進するとともに、関連法の制定に基づいて障害のある人に配慮した情報伝達手段の普及啓発や意思疎通手段の確保に努めること、また国際的な取組であるSDGsの推進に合わせて持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが明記されました。

また、静岡県の「ふじのくに障害者しあわせプラン（第5次障害者計画）」では、国の考えを踏まえ、基本理念として「1. 障害についての正しい理解を社会に広め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら『共生する社会』の実現」、「2. 障害のある人が権利の主体として、自分の生活を自分で選び、決定し、自分の力を発揮できる『その人らしい自立生活を送ることができる社会』の実現」、「3. 障害のある人もない人も『安心・安全に暮らすことのできる社会』の実現」を掲げています。

これらの国及び静岡県の基本理念を踏まえ、本計画の基本理念は従来の理念を踏襲し“障害のある人もない人も支えあって住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持って健やかに暮らせる共生社会の実現”とし、障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重して、違いや多様性を認めあって、地域の中でともに支えあえる函南町を目指します。

～基本理念～

**障害のある人もない人も支えあって住み慣れた地域で、
自分らしく生きがいを持って健やかに暮らせる共生社会の実現**

障害の有無にかかわらず、一人ひとりが、自らが望む生活の場で互いの個性を尊重し合いながら、地域の中でともに支えあえる共生社会を目指すとともに、行政、社会福祉協議会、障害者団体、ボランティア団体、その他関係機関が連携し、障害のある人の自立生活や社会参加を支援していきます。

2 基盤整備に関する基本的な視点

国が示した第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の指針においては、これまでの障害福祉計画及び障害児福祉計画の取組を踏まえながら、地域共生社会の実現に向けた具体的な取組と、将来的に課題となる障害者の高齢化・重度化の対策として新たに「障害福祉人材の確保・定着」と「障害者の社会参加を支える取組」に関する事項が加えられました。そのため、本計画においても、以下の支援体制の構築を基本方針として掲げることとします。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の住み慣れた地域における自立した生活と社会参加の実現のためには、障害の程度や種類にかかわらず、障害のない人と同様に、自ら選択・決定を行うことができる環境を整える必要があります。今回の改訂においては、新たなサービスとして「就労選択支援」の提供体制の確保に努めることが求められています。障害のある人の就労の意向や適正等を踏まえて適切な支援やサービスの利用につなげる等、一人ひとりがその能力を最大限に発揮して自己実現ができる環境を整備します。

(2) 障害の種別にかかわらず地域全体で実施する支援体制の構築

身体障害や知的障害、精神障害といった種別によらないサービスの充実を図るとともに地域資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。また、高齢の障害のある人に対して介護保険サービスへの円滑な移行を促進するとともに、発達障害や高次脳機能障害のある人、難病患者等、従来縦割りでの支援が行われてきた人にも対応できる包括的な支援体制の構築を目指します。

また、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援を推進するほか、将来的な課題である障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、より身近な地域での機能の確保・強化に努めます。

(3) 地域生活への移行や一般就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、施設や医療機関から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障害のある人の生活を地域全体で支える相談支援体制の整備が求められています。地域生活への意向を促進するだけでなく、一人暮らしへ移行した人を対象とした定期的な巡回訪問や、一般就労へ移行した人の生活面の課題の把握、企業との連絡調整といった継続支援サービスの普及啓発に努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

これまでの支援は、地域住民が“支える側”と“支えられる側”に分かれて行われてきました。しかし、これからは障害の有無にかかわらず、地域住民が一体となって“我が事”として地域づくりに取り組む“地域共生社会”の実現に向けた取組が求められています。

近年では社会福祉法の改正に基づいて包括的支援体制の整備が求められており、障害福祉の分野においても、障害のある人やその家族が抱える複合化・複雑化した生活課題の解決に向けた分野横断的な支援が求められています。

(5) 障害児の健やかな成長のための切れ目のない支援体制の構築

かつては根拠法が異なること等を理由として、障害福祉計画における障害児支援についての記載は、体制の確保に関する方針やサービスの見込み等の僅かな指針のみとなっていました。

今回、第3期を迎える障害児福祉計画の策定においては、多様化する障害児支援のニーズに対して、より一層きめ細かな対応とライフステージに応じた切れ目のない支援を推進するとともに、障害のある児童の地域社会への参加・包容の推進体制の構築が求められています。引き続き各種健康診断等を通じての早期発見と身近な地域での支援を受けられる環境の整備に努め、成長に応じたインクルーシブ教育の充実を図る等、地域と関わりを持つ機会の確保や、障害の有無にかかわらず互いを理解し尊重するための教育を推進します。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害の種類や年齢を問わず多様化するニーズや、今後の課題となる障害者の高齢化・重度化の進行に対応するため、障害のある人の支援や高齢者の介護予防も含めた、様々な分野の福祉の担い手や専門機関の連携による、多角的な支援体制の構築が必要となります。

近年では福祉サービスの充実と併せて、地域での見守り体制の強化や住民主体の支援事業も注目されており地域におけるボランティア等の担い手の確保も重要となります。また深刻化する少子高齢化や現役世代の減少を踏まえ、人材の確保と併せてシステムや体制の見直しによる事務負担の軽減や効率化も重視されています。

今後も引き続き、従業者の対応力を向上させるための研修会の普及や医療的ケア児等に対応できるコーディネーターの確保等、人材の確保と育成に努めるとともに、ICTの導入による効果的な事業の実施や事務負担の軽減に向けた方策を検討していきます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組

平成30年度に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年度に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」により、障害の有無にかかわらず文化芸術に触れる機会を拡充できるよう環境を整備することが求められました。令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、様々な場面における合理的配慮の提供や意思疎通手段の確保、情報発信におけるアクセシビリティの確保や当事者に応じて情報を受け取る手段を選択できる環境を整備することが明記されました。

地域共生社会の実現と障害のある人の社会参加促進に向けて、地域全体の施設・制度両面におけるバリアフリー化を推進します。

3 障害者計画における施策の体系

障害者計画に定める取組は、障害のある人の生活を支援するだけでなく、その周囲の人々や障害のない人も巻き込んで、相互理解や助け合いの精神の醸成、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指して推進するものです。

本町においては、地域共生社会の実現に向けた相互理解や差別解消の推進、社会参加の支援や医療・福祉・地域の連携強化、安心・安全のまちづくり等、総合的に施策を推進するため以下の通り4つの柱を軸に各種事業を推進していきます。

1 とともに尊重し合い、支えあう地域を実現するために	
(1) 障害のある人とない人の相互理解の推進	①啓発・広報活動の推進
	②福祉教育の推進
	③住民参加の啓発
	④交流・ふれあいの場づくり
(2) 差別解消及び権利擁護の推進	①差別の解消
	②虐待の防止
	③成年後見制度の利用促進
	④日常生活自立支援事業の推進
	⑤こころのユニバーサルデザインの普及啓発
(3) 地域福祉活動の推進	①当事者活動の支援と障害のある人の親への支援
	②ボランティア活動の育成と支援
	③地域住民との交流の充実
2 一人ひとりの可能性を広げ、自分らしくいきいきと暮らすために	
(1) 療育・教育における支援体制の充実	①療育支援体制の充実
	②学校教育の充実
	③進路指導の充実
	④特別支援教育の充実
	⑤学校施設等のユニバーサルデザイン化の推進
	⑥発達障害児への支援
(2) 就労支援の拡充	①一般企業への就職に向けた支援
	②就労支援の充実
	③福祉的就労の推進
	④公共機関での障害者雇用の推進
(3) 社会参加活動の充実・促進	①社会活動、余暇活動に関する情報の提供
	②学習機会の充実
	③スポーツ・レクリエーション活動の推進
	④社会教育の充実
	⑤意思決定及び意思疎通に係る支援

3 住み慣れたまちで、うるおいある地域生活を営むために	
(1) 保健・医療体制の充実	①健康づくりの啓発
	②早期発見・早期療育の促進
	③精神保健相談の充実
	④食育推進事業の展開
	⑤医療・訪問看護の充実
	⑥各種助成体制の周知
	⑦保健・医療サービスの情報提供の充実
(2) 総合的な相談支援体制の充実	①相談支援体制の充実
	②重層的支援体制の充実
	③地域生活支援事業の充実
	④社会参加の促進
(3) 暮らしを支えるサービス体制の充実	①サービス提供体制の充実
	②福祉サービスの充実
	③生活支援サービスの充実
	④発達障害や高次脳機能障害の方々への対応
	⑤難病患者等への対応
	⑥人材の養成・確保
	⑦経済的支援の充実
(4) 施設等から地域生活への移行の促進	①広域的な連携による居住の場の整備
	②住宅改修の支援、住宅改造費の助成
4 誰もが安心して暮らせるまちをつくるために	
(1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	①公共施設のバリアフリー化の推進
	②歩行空間の整備
	③公共交通機関施設のバリアフリー化の推進
	④移動手段の支援
(2) 防災・安全対策の充実	①緊急・災害時に向けた支援体制の整備
	②防災・減災の啓発
	③防犯意識の啓発
	④避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成
	⑤福祉避難所設置・運営マニュアルの策定

4 障害福祉サービス等の体系

『障害者総合支援法』によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての“指定障害福祉サービス（自立支援給付）”と“相談支援”のほか、市町村が地域の実情と利用者の状況に応じて内容を決定する“地域生活支援事業”に大別されます。

指定障害福祉サービス（自立支援給付）では、『障害者総合支援法』の改正により“就労選択支援”が新設されました。

◎障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の体系◎

指定障害福祉サービス（自立支援給付）	訪問系サービス	相談支援	①計画相談支援
	①居宅介護（ホームヘルプ）		②地域移行支援
	②重度訪問介護		③地域定着支援
	③同行援護	地域生活支援事業	必須事業
	④行動援護		①理解促進研修・啓発事業
	⑤重度障害者等包括支援		②自発的活動支援事業
	日中活動系サービス		③相談支援事業
	①生活介護		④成年後見制度利用支援事業
	②自立訓練（機能訓練）		⑤成年後見制度法人後見支援事業
	③自立訓練（生活訓練）		⑥意思疎通支援事業
	④就労移行支援		⑦手話奉仕員養成研修事業
	⑤就労継続支援A型		⑧日常生活用具給付等事業
	⑥就労継続支援B型		⑨移動支援事業
	⑦就労定着支援		⑩地域活動支援センター事業
	⑧就労選択支援		任意事業
	⑨療養介護		①日中一時支援事業
	⑩短期入所（ショートステイ）		②訪問入浴サービス事業
	居住系サービス		
	①自立生活援助		
	②共同生活援助（グループホーム）		
	③施設入所支援		

◎児童福祉法に基づく障害福祉サービスの体系◎

障害児支援	障害児通所支援	障害児相談支援
	①児童発達支援	①障害児相談支援
	②放課後等デイサービス	
	③保育所等訪問支援	
	④居宅訪問型児童発達支援	

第2部

第5期函南町障害者計画

第1章 基本計画（施策・事業の展開）

1 とともに尊重し合い、支えあう地域を実現するために

障害の有無にかかわらず、ともに社会の一員として地域で生活するためには、お互いの人格と個性を尊重し合い、相互に理解しあうことが必要です。そのため、様々な機会を活用し、障害に関する理解の啓発・広報活動を行うとともに、障害のある人となない人が交流する機会の拡充や福祉教育の推進により、ノーマライゼーションの考え方や相手を思いやる互助意識の醸成を図ります。障害の有無にかかわらず、困っている人に声をかけ、自然と手助けを行うことができるような「我が事・丸ごと」の共生社会の実現を目指します。

地域住民同士の支えあいだけでなく、地域で障害のある人を支えられるよう、行政、社会福祉協議会、障害者団体、ボランティア団体、その他関係機関が連携し、地域が一体となって支援できる体制の構築を図ります。

（1）障害のある人となない人の相互理解の推進

① 啓発・広報活動の推進

- ★ 「障害者週間（12月3日～9日）」を活用し、啓発活動を行い、理解の促進を図ります。
- ★ 障害のある人に対する正しい知識の普及、啓発を図るとともに、すべての人がともに明るく幸せに暮らせる社会を目指し、函南町社会福祉協議会、障害者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報かんなみや町ホームページ等、多様な媒体で広報啓発を推進します。
- ★ ICTの利活用促進により、より幅広い世代に向けての情報発信に努めます。
- ★ 周囲から援助や配慮を必要とすることを表示する「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及を図るとともに、その他のシンボルマークも含めた周知啓発を推進することで、障害のある人が地域で配慮や支援を受けやすい環境づくりを推進します。



【ヘルプマーク】

② 福祉教育の推進

- ★ 小・中学校の児童生徒を対象に、障害への正しい理解を深めるため、福祉教育を実施します。障害についての理解、バリアフリーな社会の実現に向けた取組や助け合うことの大切さ等を学ぶための教育を展開します。
- ★ 幼稚園や保育所において、発達段階に応じ、思いやりのある心を育てるよう努めます。

③ 住民参加の啓発

- ★ 障害のある人の療育、教育、就業、余暇活動等を通じて、障害についての地域住民への啓発や障害がある人との交流機会への参加を促進します。
- ★ 社会福祉協議会で運営しているボランティア連絡協議会を中心に、ボランティア活動のコーディネート、ボランティアに関する相談、情報誌の発行等の啓発活動、ボランティア講座の研修、福祉教育の推進等の事業を実施し、ボランティア団体の育成と活動を支援します。

④ 交流・ふれあいの場づくり

- ★ ふれあい広場等の場を提供することで、障害のある人の行事への参加促進を支援します。実施にあたっては、誰もが参加しやすい内容や会場配置に配慮します。
- ★ 障害者団体等が行う、障害のある人と地域住民との交流を促進するため、公共施設等が使用しやすい体制整備に努めます。
- ★ おもちゃ図書館を活用し、児童の交流を図ります。
- ★ 社会福祉協議会が行う「またあしたC a f e」やセンターの機能を活用し、居場所としての利用や、地域住民との交流を促進します。

(2) 差別解消及び権利擁護の推進

① 差別の解消

- ★ 平成28年4月に施行された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』の基本方針に基づき、適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- ★ 令和6年4月から義務化される、民間事業者による合理的配慮の提供について、周知や情報提供に努めます。

② 虐待の防止

- ★ 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）』に基づき、障害者虐待防止相談窓口の体制整備と機能の充実に努めます。
関係機関との連携や函南町障がい者自立支援協議会の活用により、虐待の防止や早期発見・早期支援の取組の充実に努めます。
- ★ 児童虐待防止と並行して推進することで、子育て世代包括支援センター、児童相談所、学校等教育機関を通じて、虐待防止に関する通報や相談に関する広報や普及啓発に努めます。
- ★ 他者からの虐待防止の視点に加え、自身に関心を払わなくなる「セルフ・ネグレクト」の防止についても焦点をあてた啓発に努めます。

③ 成年後見制度の利用促進

- ★ 障害のある人が成年後見制度を利用して適切に個人の財産を管理できるよう、成年後見制度の幅広い周知に努め、利用の促進を図ります。
- ★ 後見人と成り得る人材の育成や、フォローアップの実施等の展開を図ります。

④ 日常生活自立支援事業の推進

- ★ 権利擁護に関連する各種相談の充実に努め、福祉サービスの利用の援助や日常的金銭管理を支援する社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を推進します。
- ★ 成年後見制度の利用促進に鑑み、利用者のモニタリング等を通じて、適宜、成年後見制度の利用について検討し、双方の適正な運用を図ります。

⑤ こころのユニバーサルデザインの普及啓発

- ★ 一人ひとりが、相手の立場に立って思いやりのある行動ができる「心のユニバーサルデザイン」の普及啓発に努めます。
- ★ 共生社会への理解を深めるため、ユニバーサルデザインの理念や知識を学ぶ機会の充実、障害に対する理解、差別防止についての啓発に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進

① 当事者活動の支援と障害のある人の親への支援

- ★ 障害のある人の潜在的なニーズを把握し、町や関連機関に働きかけることを役割として期待される障害者団体の活性化や、会員の確保等の支援に努めます。
- ★ 障害のある人が、他の障害のある人や支援者等に対して行う活動への支援に努めます。

② ボランティア活動の育成と支援

- ★ 社会福祉協議会を主軸とし、障害のある人や高齢者、子育て支援のボランティア育成や、ボランティア活動の創出、ネットワークの拡大を図ります。
- ★ ボランティア活動を通じた生きがいの創出や、地域の担い手確保に向けて、行政や企業等との連携、協働の推進及び活躍の場の拡大に努めます。

③ 地域住民との交流の充実

- ★ 障害者相談員、民生委員・児童委員による相談支援体制を強化するとともに、福祉に関する広報を行い、町民の協力や理解の深化、地域住民との交流の充実に努めます。
- ★ 障害に対する差別や偏見の解消や、地域支援体制の充実を図るため、福祉サービス事業所や地域活動支援センター等が取り組んでいる地域との交流事業の支援に努めます。

2 一人ひとりの可能性を広げ、自分らしくいきいきと暮らすために

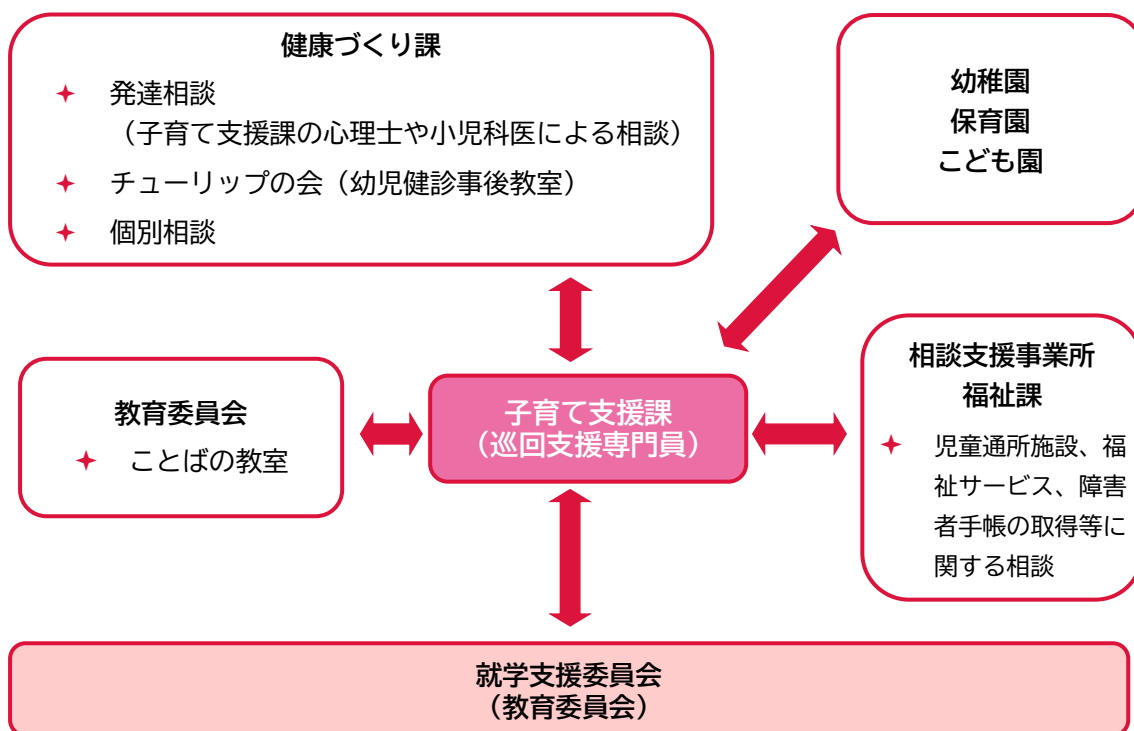
障害のある児童が、その持てる能力や可能性を最大限に広げていくためには、一人ひとりの障害の特性や発達段階に応じた療育、教育や保育の提供が欠かせません。障害の早期発見・早期支援の体制を構築するとともに、障害の有無にかかわらず、幼少期から相互理解やインクルーシブの考え方に触れることで、将来的に差別や偏見のない共生社会の実現を目指します。障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いの理解を深めるため、日常的な療育、教育や保育の場面で、交流できる機会の提供に努めます。

また、障害のある人が就労や社会参加を通じて地域に貢献することは、生きがいの創出や、社会的な自立のためにも重要になります。就労や社会参加においては、本人の意思を最大限に尊重した意思決定支援が求められます。本町では福祉サービスの利用や、社会参加しやすい環境の整備等を通じて、障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきと自分らしく生活できる社会の実現を目指します。

(1) 療育・教育における支援体制の充実

① 療育支援体制の充実

- ★ 相談支援事業所や教育支援センター等、関係機関が参加する療育相談連絡会を開催し、支援体制の充実に向けた情報共有を行います。
- ★ 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の児童通所支援の利用について、適切に情報提供されるよう、体制の整備に努めます。
- ★ 巡回支援専門員を活用し、個々の特性にあわせた円滑な療育支援体制の充実に努めます。



② 学校教育の充実

- ★ 児童、保護者の意向や発達状況等を踏まえ、適正な就学先や、必要な支援について検討し、個々に必要な支援体制の充実に努めます。
- ★ 通級指導教室、自閉症・情緒障害支援学級、通信指導教室やサテライト教室等を活用し、個々の必要性にあわせた学校教育体制の充実に推進します。

③ 進路指導の充実

- ★ 支援学校の見学、交流や体験の機会を設け、進学に向けた指導の充実に図ります。
- ★ 進路が多様化する現状を踏まえ、一人ひとりの進路意向にあわせた柔軟な取組を展開します。

④ 特別支援教育の充実

- ★ 教育支援センターを中心とした、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談活動やひきこもり防止のためのチャレンジ教室の運営、通級指導教室、自閉症・情緒障害支援学級、通信指導教室、サテライト教室や校内適応指導教室等を活用し、特別支援教育の充実に努めます。

⑤ 学校施設等のユニバーサルデザイン化の推進

- ★ 全ての児童生徒が安全に、安心して教育を受けられるよう、学校施設のユニバーサルデザイン化に努めます。

⑥ 発達障害児への支援

- ★ 発達障害等の知識を有する巡回支援専門員が、保育所等の子どもや保護者が集まる施設等を巡回し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うことにより、発達障害児等の福祉の向上を図ります。

(2) 就労支援の拡充

① 一般企業への就職に向けた支援

- ★ 『障害者雇用促進法』や『障害者差別解消法』の改正に伴う、職場における差別的扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務、法定雇用率等に係る情報提供を行うことで、障害のある人が働きやすい環境の整備や、一般就労の促進を図ります。
- ★ 就労定着支援やジョブコーチの制度を活用し、職場での定着を図るとともに、障害者相談員等を通して、就労希望者の雇用相談等を行います。
- ★ 障害者だけでなく、事業者側にもワークエントリーシステムで入手した情報を通知するなどして雇用の促進を図ります。

② 就労支援の充実

- ★ 就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）施設等の利用について周知し、活用の促進を図ります。
- ★ 県、公共職業安定所（ハローワーク三島）、商工会、特別支援学校、就労移行支援事業所、就労関係団体・機関等との連携や、函南町障がい者自立支援協議会における地域課題の抽出や解消方法の検討等により、効果的な支援体制の構築に努めます。

③ 福祉的就労の推進

- ★ 『国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）』に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務の調達方針を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の推進と障害のある人の自立促進を図ります。
- ★ 障害のある人の活躍推進と、農業生産現場における働き手の確保のため、町内の農業経営者との連携を図り、農福連携の推進に努めます。

④ 公共機関での障害者雇用の推進

- ★ 役場等の公共機関において、障害のある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。
- ★ 障害のある人が安心して働くことができるよう職場環境等への配慮を行うほか、合理的配慮の提供について職員に周知を図ります。

（３）社会参加活動の充実・促進

① 社会活動、余暇活動に関する情報の提供

- ★ 多様な社会活動を支援するため、障害のある人も参加しやすいスポーツ、文化サークル、各種イベント等の情報提供に努めます。
- ★ 活動や発表の場の確保について支援し、住民同士の交流促進を図ります。

② 学習機会の充実

- ★ 生涯にわたって楽しく学び続けられるよう、障害のある人と障害のない人がともに参加できる学習機会の充実に努めます。
- ★ 図書館の読書サポート用具の設置等、利用しやすい環境の整備と周知に努め、利用の促進を図ることで活動機会の充実に努めます。
- ★ 広く町民を対象とした講演会等において、手話通訳者や要約筆記者の設置に努める等、障害のある人が参加しやすい環境づくりを図ります。

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ★ スポーツ活動の振興を図るため、県等が主催する障害者スポーツ大会などの情報提供を行うとともに、大会等への参加を支援します。
- ★ 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も参加できるパラスポーツやニュースポーツ等の普及に、関係機関と連携して努めます。

④ 社会教育の充実

- ★ 広く町民を対象とした講演会等の事業において、手話通訳者や要約筆記者の設置に努める等、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

⑤ 意思決定及び意思疎通に係る支援

- ★ 日常生活において、障害のある人が自らの意思を反映した生活が送れるよう、意思決定や意思疎通に係る支援及びサービスを展開します。
- ★ 投票における「郵便等による不在者投票制度」等、意思決定や意思表示に関連する制度やサービス等について周知を行います。

3 住み慣れたまちで、うるおいある地域生活を営むために

障害のある人が住み慣れた地域で安心した生活を継続するためには、状態の悪化を防ぎ、心身の機能の維持、向上を図ることができる保健・医療体制の充実が必要です。障害の重症化予防や早期発見による早期治療のため、保健・医療サービスの適切な提供体制の充実に努めます。また、増加しつつあるこころの健康問題に対応するため、精神保健福祉の充実に努めます。

障害のある人や難病患者等の地域生活には、相談窓口を含め、在宅での生活を支援する福祉サービスが大きな役割を持ちます。多くの人が抱える、自分自身の健康や老後、家族に関する悩み等の解消のため、相談支援体制を充実させるとともに、必要な福祉サービスを適切に利用することができる環境づくりを進めます。

さらに、今後も施設入所者や入院中の人等の地域生活への移行が進められていくことから、生活の拠点となるグループホーム等の居住の場の整備や移行前後の支援の充実に努めます。

(1) 保健・医療体制の充実

① 健康づくりの啓発

- ★ 生涯を通じた心と体の健康づくり活動を推進するため、医療や病気に対する正しい知識と保健衛生に関する情報提供の充実、健康増進、疾病予防への啓発等を推進します。
- ★ 生活習慣病予防を通じて、障害につながる疾病の予防や重症化予防のための啓発を推進します。

② 早期発見・早期療育の促進

- ★ 早期に疾病等を発見し、早期から治療や療育を開始するため、新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成や3歳児健診での視力検査機器の導入、小児科医や子育て支援課の心理士による発達相談の実施等、健康診査や健康相談事業の充実に努めます。
- ★ 健診の事後教室や発達相談、ことばの相談等の実施により、早期療育への相談体制の充実に推進します。

③ 精神保健相談の充実

- ★ 切れ目のない支援を関係機関が適切に連携して行うことができるよう、支援体制の充実に推進します。
- ★ 精神保健福祉連絡会や函南町障がい者自立支援協議会を活用し、地域における課題や支援体制について検討します。
- ★ まごころ会の活動支援やピアサポーター交流会の開催等を通じて、当事者及び家族の支援体制の充実に努めます。

④ 食育推進事業の展開

- ★ 函南町全体で、総合的に「食育」を推進していくため、「第4次函南町食育推進計画（令和6年度～令和17年度）」に基づき、食育推進事業を展開します。
- ★ 計画に基づき、乳幼児期における食を通じての健やかな成長発達、高齢期における低栄養の予防等、障害の発生や心身の機能の低下を未然に防ぎます。

⑤ 医療・訪問看護の充実

- ★ 疾病を早期に発見し、適切な治療やリハビリテーションが受けられるよう、医療サービスの充実に努めます。
- ★ 町内の資源に限定せず、広域での連携や情報共有に努め、医療や訪問看護の提供体制の確保に努めます。

⑥ 各種助成体制の周知

- ★ 安心して治療が継続できるよう、重度心身障害者（児）医療費助成制度や更生医療、育成医療等の自立支援医療制度の情報提供を図ります。また、令和6年度から申請窓口が変更となる精神障害者医療費助成制度については、制度に関する周知と併せ、窓口変更の周知等を併せて行います。

⑦ 保健・医療サービスの情報提供の充実

- ★ 障害者に対する保健、医療サービス等について、田方医師会と連携し、情報提供に努めます。
- ★ 支援やサービスの情報が、必要とするすべての人に行き渡るよう、様々な障害に対応した情報伝達手段の多様化を推進します。

(2) 総合的な相談支援体制の充実

① 相談支援体制の充実

- ★ 福祉サービス等の申請、手続き等が相談者に大きな負担とならないよう、行政、相談支援事業所が相互に連携し、相談窓口の周知に努めます。
- ★ 地域の身近な相談員として期待される、障害者相談員や民生委員・児童委員との連携強化を図ります。
- ★ 基幹相談支援センターを中心とする総合的な相談支援に加え、相談支援機関同士の連携による地域の相談支援体制の強化に努めます。
- ★ 地域生活支援拠点整備事業を活用し、障害の重度化、高齢化や親亡き後を見据えたサービスの提供体制の構築や、専門的人材の育成や養成、障害特性に配慮した緊急対応を行うことができる体制の整備に努めます。

② 重層的支援体制の充実

- ★ 複雑化・複合化した生活課題の解決や、住民同士が互いに助け合う地域づくりを目的に、包括的相談支援やアウトリーチの強化、多機関協働による支援の実施等をはじめとする「重層的支援体制整備事業（「函南町まるごとサポート）」」を活用した支援体制の充実に努めます。
- ★ 障害福祉の分野においても、障害のある人やヤングケアラーを含む家族への支援等、多様な課題に対して、関係機関と連携して取り組みます。



函南町まるごとサポート
ロゴマーク

③ 地域生活支援事業の充実

- ★ 相談支援、手話通訳者・要約筆記者派遣、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス等の地域生活支援事業について、事業者と一体的に制度の周知を行うとともにサービスの充実を図ります。
- ★ 国の指針に基づいて、今後は一層、意思疎通の円滑化を図るため、点訳や代筆、音声訳等のニーズの把握と支援事業の実施を検討していきます。

④ 社会参加の促進

- ★ 自動車運転免許取得支援や自動車改造費の助成等、移動手段の確保を支援することにより社会参加の促進を図ります。

(3) 暮らしを支えるサービス体制の充実

① サービス提供体制の充実

- ★ 障害のある人の地域における生活を支援するため、障害福祉計画に掲げる計画値に沿って、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具等、自立支援給付の充実及び地域生活支援事業、障害児通所支援等の継続的な提供に必要な供給体制の確保に努めます。
- ★ 提供体制の充実とあわせ、制度や各種サービス、身近で利用できる事業所等の情報提供に努めます。

② 福祉サービスの充実

- ★ 障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要な福祉サービスの整備に努めます。
- ★ 障害福祉サービス、児童通所サービスともに、断続的に整備が進んでおり、今後は、現状不足している相談支援事業所の確保に向けて方策を検討していきます。

③ 生活支援サービスの充実

- ★ 障害者手帳の交付対象とならない人が支援を必要とする場合に、本人と家族が地域で安心して生活できるよう、障害児（者）ライフサポート事業を実施し、生活支援サービスの充実を図ります。
- ★ 障害者児等の家族の就労支援及び障害者児等を日常的に監護している家族の一時的な休息を図るため、日中一時支援事業を実施し、地域生活支援体制の充実を図ります。

④ 発達障害や高次脳機能障害の方々への対応

- ★ 発達障害、高次脳機能障害、それぞれの障害について、関係団体と連携して啓発活動を促進するとともに、相談支援事業所を中心に、福祉サービスや日中活動の場を提案します。

⑤ 難病患者等への対応

- ★ 筋ジストロフィーや筋萎縮性側索硬化症をはじめとする難病を抱える人々への理解を深め、関係団体と連携して啓発活動を促進するとともに、本人及び家族への支援に努めます。
- ★ 障害福祉サービスの対象となる難病について周知し、難病患者等が必要としている障害福祉サービス等の利用促進に努めます。

⑥ 人材の養成・確保

- ★ 障害のある人を支援する人材を養成・確保するとともに、より質の高い福祉サービスを提供できるよう、専門的知識や技術を有する人材の養成を推進します。
- ★ 地域生活支援拠点を主軸として、地域の人材育成や担い手の確保を通じて、サービス水準の向上や標準化を図ります。

⑦ 経済的支援の周知

- ★ 各種サービスが受けやすくなるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得を推進します。
- ★ 障害のある人や家族の経済的負担を軽減するため、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給申請に関する情報の提供に努めます。
- ★ 障害がある人の医療費負担軽減を図るため、重度心身障害者（児）医療費助成制度や自立支援医療等公費負担医療制度の利用について、情報提供に努めます。

（４）施設等から地域生活への移行の促進

① 広域的な連携による居住の場の整備

- ★ 県及び近隣市町と協議しながら、利用者のニーズに応じた施設整備を推進します。
- ★ 引き続き、国の指針に基づいて地域移行や地域定着の促進に努めるとともに、函南町障がい者自立支援協議会において、地域課題の抽出や解決に向けての協議等を行います。

② 住宅改修の支援、住宅改造費の助成

- ★ 浴室やトイレの改造、スロープの設置等、障害のある人が自宅で生活するための住宅改修を支援します。
- ★ 重度の身体障害者に対して、既存住宅の一部を改造する場合の経費を助成します。

4 誰もが安心して暮らせるまちをつくるために

障害のある人の外出や社会参加を促進するためには、公共施設や道路・歩道等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を継続的に進め、障害のある人が外出の際に安全に移動できる生活環境を計画的に整備することが重要です。

また、障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を充実させることも重要です。特に、災害時の避難行動に支援を要する障害のある人と家族が、安心して避難生活を送ることができるよう、自治会や民生委員・児童委員等の地域の関係者と協力連携し、地域における緊急時・災害時に向けた支援体制づくりを進めます。

(1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

① 公共施設のバリアフリー化の推進

- ★ 不特定多数の人々が利用する建築物や小・中学校については、ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を計画的に推進します。
- ★ 公共施設の整備等の際には「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づいて行います。

② 歩行空間の整備

- ★ 歩道の段差の解消、交差点の改良、視覚障害者用の信号機の設置等、障害のある人が安心して移動できるよう歩道等の整備を計画的に推進します。
- ★ 放置自転車等道路の障害物をなくし安心して歩行できる空間を確保するための啓発活動を推進します。

③ 公共交通機関施設のバリアフリー化の推進

- ★ 駅やバス停の段差の解消、スロープの設置等のバリアフリー化について、事業者が導入を検討する際には、町の意向を伝えながら積極的な導入を促します。

④ 移動手段の支援

- ★ 障害のある人の外出を支援するため、タクシー・バス・鉄道利用助成制度を実施します。

(2) 防災・安全対策の充実

① 緊急・災害時に向けた支援体制の整備

- ★ 自力で避難が不可能な人や避難支援の必要性が高い避難行動要支援者の支援体制を重点的・優先的に進め、民生委員・児童委員が把握している情報と、在宅の要援護者を照合し、適宜、避難行動要支援者名簿を更新します。
- ★ 個別避難計画の作成を推進し、災害時における地域の支援体制の強化に努めます。
- ★ 災害時に入院の必要な精神障害者の迅速な調整及び受け入れのため、県や精神科病院との連携体制の構築に努めます。

② 防災・減災の啓発

- ★ 自主防災組織の育成を図り、障害のある人の状況を考慮した緊急連絡体制、活動マニュアル、防災訓練の実施に努めます。また、障害のある人の地域防災訓練への積極的な参加を働きかけます。
- ★ 地域と連携し、災害時における障害のある人の安全な避難誘導體制、避難所における医療・福祉サービス等の提供体制整備に努めます。
- ★ 災害時に避難所で必要となる福祉用物品の把握及び調達に努めます。
- ★ 福祉事業所の職員等を対象に、講座等を行う等、防災意識を高めるための活動に努めます。

③ 防犯意識の啓発

- ★ 防犯に関して積極的に情報提供することで住民の意識を高め、地域で取り組む防犯ネットワークづくりの支援を図ります。
- ★ 障害のある人や認知症の高齢者等が、悪質訪問販売などの消費者被害に遭わないよう、消費生活相談等の体制充実と周知に努めます。

④ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

- ★ 風水害や地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制確立を目的に、避難行動要支援者名簿の作成と、定期的な名簿の更新に努めます。
- ★ 個別避難計画の作成に同意した人については、福祉専門職や地域の協力を得て、個別避難計画の作成を進めます。

⑤ 福祉避難所設置・運営マニュアルの策定

- ★ 災害時における協定に基づき、福祉避難所となる各施設との協議を行い、連携強化の推進に努めます。
- ★ 避難所の運営において「ヘルプカード」の活用を促進し、必要な支援や配慮が得られる環境を整備するとともに、平時からヘルプカードやヘルプマークに対する理解促進に向けて周知啓発に努めます。

第3部

第7期函南町障害福祉計画

第1章 令和8年度の成果目標値

障害のある人の自立と社会参加を支援するという観点から、障害福祉に係るサービスや支援体制を最大限に活用することで、施設や病院から地域生活への移行や、一般就労への移行を促進することが求められています。国の基本指針に即し、以下に掲げる6項目について、令和8年度における成果目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、“令和4年度末時点の施設入所者から5%以上の削減”と“令和4年度末時点の施設入所者の6%以上の地域生活への移行”としています。

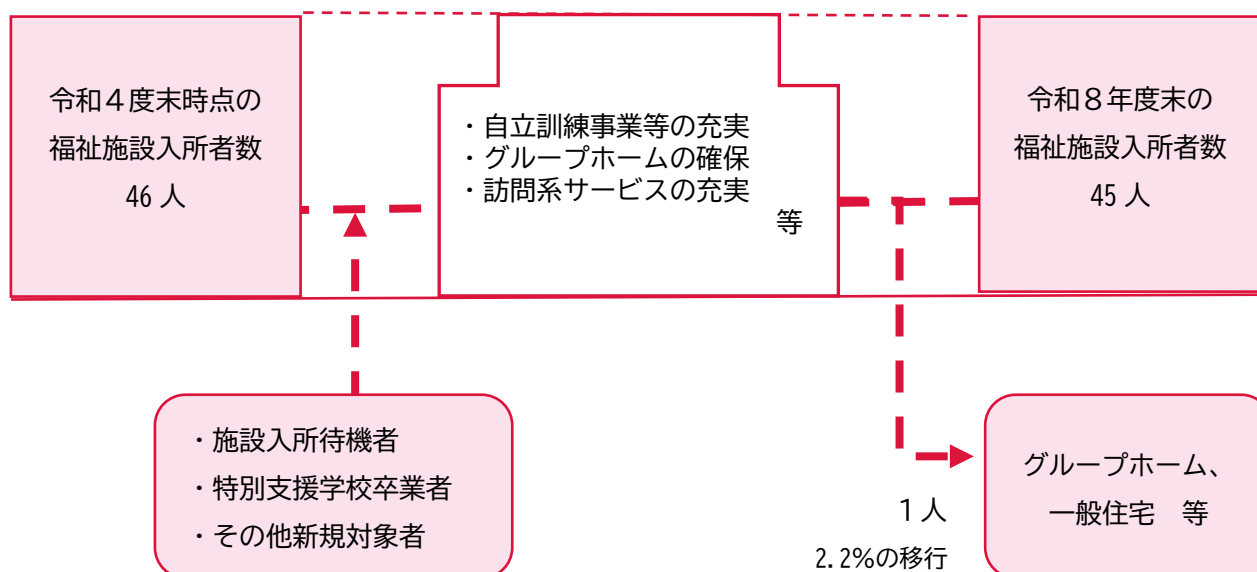
本町においては入所待機者が多く、入所者の減少を目標とするのは難しい状況です。様々な事情で地域での生活が困難な方もいることから、地域生活移行者数について1人（2.2%）を目標値として設定します。

項 目	数 値	考 え 方
基準時点の入所者数（A）	46	令和4年度末時点の数
令和8年度末時点での入所者数（B）	45	令和8年度末時点の利用人員の見込み
【目 標 値】 削減見込み（A－B）	1	差引減少見込数
【目 標 値】 地域生活移行者数	1	令和8年度末までに福祉施設から地域生活へ移行する者の数（累計）

◎施設入所者の地域生活移行者数の目標数値 イメージ◎

基準時点

目標年度時点



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、各市町村における成果目標の設定はありませんが、静岡県 の指針として、各市町村単体での協議の場の設置を求められています。

本町においては、保健・医療・福祉関係者が精神障害分野における協議を行う場として「函南町精神保健福祉連絡会」を設置しています。個別ケースの協議や地域課題の検討を行うことで、地域包括ケアシステムの構築等にかかる地域課題の共有や検討を図ります。

項 目	内 容	考え方
【 目 標 】 維持	設置済	町で設置しており、維持に努めます。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【 目 標 】 協議の場の開催回数	2回	2回	2回
【 目 標 】 目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
【 目 標 】 協議の場における関係者ごとの参加者数	11人	11人	11人
保健	2人	2人	2人
医療（精神科）	2人	2人	2人
医療（精神科以外）	0人	0人	0人
福祉	6人	6人	6人
介護	1人	1人	1人
当事者	0人	0人	0人
家族	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人

3 地域生活支援の充実

国の指針では、“障害者の地域生活を支援する拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備”としています。

本町では令和2年度から、地域生活支援拠点を町で1箇所設置しています。

障害のある人の地域生活を支援するための機能として、相談と緊急時の受入れや対応等に重点を置き、機能の確保と充実に努めます。

項 目	内 容	考え方
【目 標】 町単独で整備	設置済	町単独で1箇所を確保しています。

項 目	考え方
【目 標】 令和8年度末までに拡充予定の機能	令和2年度から地域生活支援拠点を設置しており、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を確保しています。 引き続き、体制の充実に図ります。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目 標】 コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
【目 標】 検証及び検討の年間実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上

また国の指針では、令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とするとしています。

本町においては函南町障がい者自立支援協議会を活用して、支援体制の整備を図ります。

項 目	内 容	考え方
【目 標】 支援体制の整備	令和8年度までに 町単独で整備	函南町障がい者自立支援協議会を活用し、支援体制の整備を目指します。

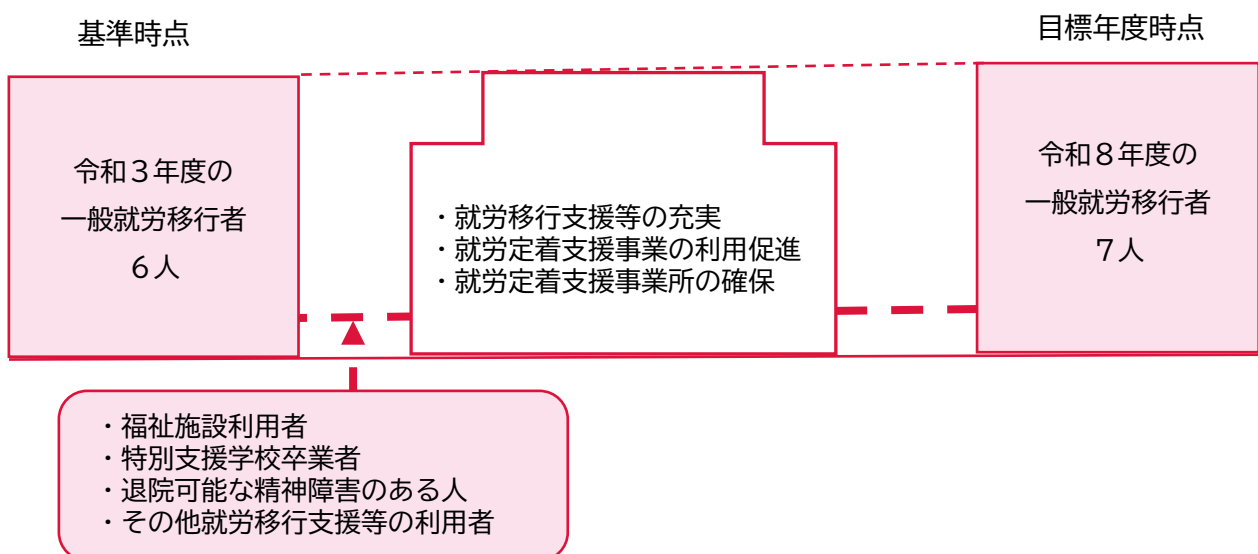
4 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、“令和３年度の移行者の1.28倍以上の移行”を目指すことになっています。また、この目標値の達成のため、就労移行支援事業・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型において一般就労への移行に係る詳細な目標値が設定されたほか、“①就労定着支援事業の利用者数を令和３年度実績の概ね1.41倍以上を目指すこと、②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労への移行者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすること、③就労定着支援事業所のうち、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる事業所を全体の２割５分以上とすること”を目指すものとされています。

本町における令和３年度の一般就労移行者の実績は６人、就労定着支援事業の利用者は５人となっており、過去の実績と比較して、基準年となる令和３年の人数が多くなっています。したがって本町においては、国の指針に基づく目標値ではなく、過去の平均を参考に目標値を設定しています。

項 目	数 値	考え方
令和３年度の年間移行者数	6	令和３年度に福祉施設から一般就労へ移行した者の実績
【 目 標 値 】 一般就労移行者数	7	令和８年度に福祉施設を退所し、就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する者の数
うち就労移行支援事業による移行者数	3	過去３年間の移行実績等を踏まえて設定
うち就労継続支援Ａ型による移行者数	1	
うち就労継続支援Ｂ型による移行者数	3	
令和３年度の 就労定着支援事業利用者数	5	令和３年度の移行者のうち就労定着支援事業を利用した人数
【 目 標 値 】 就労定着支援事業利用者数	2	令和８年度の就労移行支援事業利用者の数

◎福祉施設利用から一般就労への移行者数の目標数値 イメージ◎



◎就労移行支援・就労定着支援事業所の就労定着率◎

項 目	数 値	考 え 方
令和８年度末の就労移行支援事業所数	0	令和８年度末の就労移行支援事業所数の見込み
【 目 標 値 】 一般就労へ移行した者の割合が５割以上の 就労移行支援事業所数	0	現在、町内には就労移行支援事業所がなく、今後も新設の見込みはありませんが、設置を検討する事業所に働きかけを行います。

項 目	数 値	考 え 方
令和８年度末の就労定着支援事業所数	0	令和８年度末の就労定着支援事業所数の見込み
【 目 標 値 】 就労定着率が７割以上の 就労定着支援事業所数	0	現在、町内には就労定着支援事業所がなく、今後も新設の見込みはありませんが、設置を検討する事業所に働きかけを行います。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を図る相談支援体制の構築が求められています。今回新規として、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善等が加わりました。

本町においては、現状の取組を整理して以下の通り成果目標を定めます。

◎基幹相談支援センター◎

項 目	内 容	考え方
【 目 標 】 基幹相談支援センターの設置	設置済	町で設置しており、維持に努めます。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【 目 標 】 主任相談支援専門員の配置人数	1人	1人	1人
【 目 標 】 相談支援事業者に対する 専門的な指導・助言	5	5	5
【 目 標 】 相談支援事業者に対する人材育成支援	6	6	6
【 目 標 】 相談支援機関との連携強化	10	10	10
【 目 標 】 個別事例の支援内容の検証	5	5	5

◎協議会◎

項 目	内 容	考え方
【 目 標 】 協議会の体制確保	令和6年度までに確保	既存の体制を活用し、個別事例の検討を通じて地域のサービス基盤の開発・改善等の検討ができる体制の確保を図ります。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【 目 標 】 事例検討実施回数	3回	3回	3回
【 目 標 】 参加事業者・機関数	4	4	4
【 目 標 】 専門部会等の設置数	3	3	3
【 目 標 】 実施回数	6回	6回	6回

6 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の指針では、障害福祉サービス等の多様化及びサービス事業者の増加に伴い、事業者に対して、利用者のニーズに応じたサービスの提供を要請しており、市町村におけるサービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築が求められています。

本町においては、従前から継続している取組の現状を整理し、以下の通り成果目標を定めます。

項 目	内 容	考え方
【 目 標 】 障害福祉サービス等の質の向上を 図るための体制の構築	構築済	町で構築しており、維持に努めます。
【 目 標 】 障害者自立支援審査支払等システム等による 審査結果の共有体制の構築	圏域で構築済	近隣市町との連絡会等の情報を踏まえ、事業所に対して注意喚起等を行います。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【 目 標 】 相談支援従事者初任者研修の参加人数	0人	0人	0人
【 目 標 】 障害支援区分認定調査員研修の参加人数	2人	2人	2人
【 目 標 】 審査結果分析を共有する回数	1回	1回	1回

第2章 サービスの見込量と確保のための方策

障害福祉サービス及び相談支援について、国の基本指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの必要な見込量を次のように設定します。

見込み量については、第6期計画期間中の利用状況を踏まえて検討し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けたサービスについては、今後緩やかに利用状況が回復するものと見込んで設定しています。

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅での入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用実人数 (人)	56	59	61	63	65	68
	利用延べ時間 (時間分)	848	763	833	903	973	1,078

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的障害もしくは精神障害により常時介護が必要な人に対して、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	利用実人数 (人)	4	4	3	3	3	3
	利用延べ時間 (時間分)	1,077	929	676	676	676	676

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、外出の同行、及び外出時に必要となる排せつ・食事等の援助、その他の必要な支援（代筆・代読を含む）を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用実人数（人）	8	9	10	11	12	13
	利用延べ時間（時間分）	98	159	165	176	192	208

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用実人数（人）	2	1	1	1	1	1
	利用延べ時間（時間分）	8	8	12	15	15	15

⑤ 重度障害者等包括支援

意思の疎通を図ることに著しい支障があり常時介護を要する人で、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に対し、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	利用実人数（人）	0	0	0	0	0	0
	利用延べ時間（時間分）	0	0	0	0	0	0

◎見込量確保のための方策◎

- ✦ 利用者がサービス内容や利用手続きを理解しやすいよう、制度の周知に努めます。
- ✦ 現在、利用実績がなく、今後も利用を見込んでいないサービスについて、利用希望者等から相談があった場合には、柔軟に対応します。
- ✦ 福祉施設や事業所等と連携し、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。サービス提供に不足が生じる場合は、介護保険サービスのみの提供事業所の把握を行い、サービス提供体制の拡充に努めます。
- ✦ 県や関係機関等が主催する支援者に対する講座、講習等への受講を勧奨し、より質の高いサービスが提供できるように働きかけます。
- ✦ 函南町障がい者自立支援協議会を活用し、困難事例への対応を支援するため、事業所との連携体制の強化に努めます。
- ✦ 相談支援事業所の活用を促進し、サービス利用の希望者への適切なサービス提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な障害のある人に、主として昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動並びに生産活動の機会を提供します。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用実人数（人）	78	80	80	80	83	86
	うち重度障害者支援加算（Ⅰ）対象者	0	0	1	1	1	1
	うち重度障害者支援加算（Ⅱ）対象者	14	17	14	14	14	14
	利用延べ日数（人日分）	1,421	1,462	1,588	1,608	1,628	1,648

② 自立訓練（機能訓練）

病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、身体的リハビリテーションの実施が必要な身体障害のある人に対し、自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	利用実人数 （人）	1	0	1	1	1	1
	利用延べ日数 （人日分）	14	0	23	23	23	23

③ 自立訓練（生活訓練）

病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神障害のある人に対し、自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用実人数 （人）	42	29	21	21	21	21
	うち 精神障害者	42	27	20	20	20	20
	利用延べ日数 （人日分）	419	352	318	355	355	355

④ 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、生産活動、職場体験、その他の活動の機会を通して、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用実人数 (人)	16	8	11	12	12	12
	利用延べ日数 (人日分)	164	104	121	132	132	132

⑤ 就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型	利用実人数 (人)	24	25	24	25	26	27
	利用延べ日数 (人日分)	404	407	408	425	442	459

⑥ 就労継続支援B型

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他、通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	利用実人数 (人)	123	139	150	161	172	183
	利用延べ日数 (人日分)	1,902	2,088	2,250	2,415	2,580	2,745

⑦ 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を通じ、一般就労へ移行した障害のある人との相談を通して、生活リズムや家計・体調の管理等、生活面での課題を把握するとともに、雇用関係にある企業、関係機関等との連絡調整や課題解決のための指導・助言等の支援を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用実人数 (人)	5	7	2	3	2	2

⑧ 就労選択支援

就労及び就労の継続を希望する障害のある人に対して、就労アセスメントの手法を活用し、本人の意向や能力・適正等を踏まえ、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、必要な情報の提供や助言、その他必要な支援を行います。

第7期計画より新設されたサービスであり、今後、ニーズの把握と提供体制の構築について検討していきます。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用実人数 (人)				0	3	3

⑨ 療養介護

医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人に、主として日中、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用実人数 (人)	5	5	5	5	5	5

⑩ 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う人が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、医療機関等において実施する医療型があります。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型 短期入所	利用実人数（人）	17	15	14	15	16	17
	うち重度障害者 支援加算対象者	5	5	5	4	4	4
	利用延べ日数 （人日分）	61	55	57	60	63	66

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型 短期入所	利用実人数（人）	4	4	4	4	4	4
	うち 特別重度支援加算 （Ⅰ）～（Ⅲ） 対象者	3	3	3	3	3	3
	利用延べ日数 （人日分）	8	8	16	16	16	16

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 利用者がサービス内容や利用手続きを理解しやすいよう、制度の周知に努めます。
- ★ 相談支援事業所や福祉サービス事業所等と連携し、サービスを利用しやすい体制の構築に努めます。
- ★ 虐待防止のための緊急避難や介護者の体調不良等による緊急保護を必要とする場合等に備え、緊急時の利用を見込み、施設や事業所との連携体制の充実を図ります。
- ★ 函南町障がい者自立支援協議会を活用し、困難事例への対応を支援するため、事業所との連携体制の強化に努めます。
- ★ 相談支援事業所の活用を促進し、サービス利用の希望者への適切なサービス提供を図ります。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設やグループホームから地域生活へ移行した人を対象に、定期的に居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除等の生活面での課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化や地域住民との関係といった生活状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助 (グループホーム)

地域で共同生活を営む障害のある人に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、就労先等関係機関との連絡、その他の必要な日常生活の世話をを行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数 (人)	42	45	52	62	72	82
	うち重度障害者 支援加算 (Ⅰ) 対象者	0	0	0	0	0	0
	うち重度障害者 支援加算 (Ⅱ) 対象者	0	0	0	0	0	0
	うち 精神障害者	28	28	34	42	50	58

③ 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に、主として夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(月あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用実人数 (人)	49	48	46	46	45	45

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 自立生活援助については、これまで利用実績はありません。今期においても利用は見込んでいませんが、サービスの利用希望者等から相談があった場合には、柔軟に対応します。
- ★ 共同生活援助や施設入所支援については、県及び近隣市町と協議しながら、利用者のニーズに応じた施設整備を図ります。
- ★ 精神障害のある人に対応する共同生活援助事業所の設置について、医療機関、社会復帰施設等を運営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を継続して呼びかけていきます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する人を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証を行います。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。

③ 地域定着支援

自宅において、単身で生活する障害のある人、又は事情により同居している家族による支援を受けられない障害のある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応等を行います。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(年度毎の利用者数の合計)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人）	342	344	363	392	421	450
	うち セルフプラン	0	0	0	0	0	0
地域移行支援	利用者数（人）	0	0	0	1	0	1
	うち 精神障害者	0	0	0	1	0	1
地域定着支援	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
	うち 精神障害者	0	0	0	0	0	0

◎見込量確保のための方策◎

- ✦ 障害のある人に対して、継続して適切かつ円滑に支援を行うことができるよう、人材の確保や体制の充実を働きかけます。
- ✦ 函南町障がい者自立支援協議会の相談支援事業所連絡会等を活用し、相談支援事業所の相談員が、支援をより効果的に行うことができる体制の整備と資質の更なる向上に努めます。

2 地域生活支援事業

【目的】

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じて、柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

【事業内容】

地域生活支援事業には、必須事業と任意事業があります。

地域生活支援事業は次のとおりです。

必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦手話奉仕員養成研修事業 ⑧日常生活用具給付等事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター事業
任意事業	①日中一時支援事業 ②訪問入浴サービス事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

◎第6期実績と第7期見込◎

		実績（令和5年度は見込）			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

◇事業の実施に向けた方策◇

- ★ 障害に対する理解促進のため、町の広報紙やホームページを活用し、理解を深めるための啓発を行います。
- ★ 障害者週間にあわせ、障害に対する理解を深めるための啓発活動を継続して行います。

② 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

◎第6期実績と第7期見込◎

		実績（令和5年度は見込）			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

◇事業の実施に向けた方策◇

- ★ 事業内容やニーズ、効果等について検証し、情報収集に努めつつ、実施の必要性について検討します。

③ 相談支援事業

●基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等への専門的職員の配置、また、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

●住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人を対象に、一般住宅への入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障害のある人の地域生活を支援します。

◎第6期実績と第7期見込◎

		実績（令和5年度は見込）			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	別事業で有 （相談支援事業に含む）			別事業で有 （相談支援事業に含む）		

◇事業の実施に向けた方策◇

- ★ 相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門職員の配置により、相談支援機能の強化を図ります。
- ★ 相談支援事業の充実を目指して、基幹相談支援センターを中心に、函南町障がい者自立支援協議会の機能を活用した支援体制の充実に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であると認められる知的障害のある人又は精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(年あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用実人数 (人)	3	1	0	1	1	1

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 町長申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を助成し、障害のある人の権利擁護と成年後見制度の利用の促進を図ります。
- ★ 潜在的なニーズの把握に努めるとともに、本事業を必要とする利用者への情報提供に努めます。
- ★ 障害のある人だけでなく、高齢者に対する後見制度と一体的に仕組みを整備するため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等とも連携しながら制度の周知を図り、対象となる人の利用促進に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保するための体制の整備、並びに市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

◎第6期実績と第7期見込◎

		実績（令和5年度は見込）			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

◇事業の実施に向けた方策◇

- ★ 成年後見制度利用者の動向に配慮しつつ、広域的な実施体制も含め検討します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(年あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	利用実人数 (人)	2	5	4	3	3	3
	設置者数 (人)	14	13	12	13	13	13

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 利用者のニーズの把握と従来のサービス水準の維持に努め、意思疎通に支援が必要な人のサービスの利用により、社会参加の支援を図ります。
- ★ 圏域の市町と連携し、手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施します。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障のある障害のある人等の自立した日常生活又は社会生活を促進します。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(年あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業	参加実人数 (人)	4	19	10	11	13	15
	研修回数 (回)	1	1	1	1	1	1

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 聴覚障害のある人との交流促進や、町の広報活動等における意思疎通支援者の確保のため、養成講座を行い、人材の養成と支援体制の充実に努めます。

⑧ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。

●介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具

（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器等）

●自立生活支援用具：入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

（入浴補助用具、特殊便器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置等）

●在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具

（透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター等）

●情報・意思疎通支援用具：情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具

（携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭等）

●排せつ管理支援用具：排せつ管理を支援する用具

（ストーマ装置、紙おむつ、収尿器）

●居宅生活動作補助用具：居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅を伴うもの

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(年あたり)		実績値（令和5年度は見込値）			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	支給件数（件）	960	1,026	1,068	1,116	1,164	1,212
	①介護・訓練支援	2	3	1	1	1	1
	②自立生活支援	7	4	5	5	5	5
	③在宅療養等支援	6	6	6	6	6	6
	④情報・意思疎通支援	18	25	20	20	20	20
	⑤排せつ管理支援	927	987	1,035	1,083	1,131	1,179
	⑥居宅生活動作補助（住宅改修費）	0	1	1	1	1	1

◎見込量確保のための方策◎

- ★ サービスを必要としている重度の障害のある人に、適切な用具を給付もしくは貸与できるよう、事業内容の周知に努めるとともに、事業所に対しても情報提供を行います。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(年あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用実人数 (人)	18	24	21	21	22	23
	利用延べ時間 (時間分)	1,163	1,093	1,050	1,070	1,090	1,110

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 障害のある人の社会参加や余暇活動の促進のため、事業の周知に努めます。
- ★ サービスを必要とする障害のある人に対し、適切にサービスを提供できるよう、事業の必要量の把握と体制の確保に努めます。
- ★ 障害のある人が適切にサービスを利用できるよう、サービス提供事業所に対し、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

⑩ 地域活動支援センター事業

障害のある人等が地域活動支援センターに通所し、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図ります。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(年あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	利用実人数 (人)	22	11	5	7	9	11
	実施箇所数 (箇所)	4	4	1	1	1	1

◎見込量確保のための方策◎

- ★ サービスを必要としている人が、適切に情報を取得できるよう、事業の周知を図るとともに、事業所に対し、活動の場の拡大と活動内容の充実を働きかけます。

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業

日中、一時的に見守り等の支援が必要な障害者児等の活動の場を確保し、障害者児等の家族の就労支援及び障害者児等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(年あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用実人数 (人)	35	52	51	50	52	54
	実施箇所数 (箇所)	11	13	11	11	11	11

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 町の広報紙やホームページ等により制度の周知を図るとともに、利用者のニーズの把握に努め、安定した利用体制の確保を図ります。

② 訪問入浴サービス事業

身体障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

◎第6期実績値と第7期見込値◎

(年あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴 サービス事業	利用実人数 (人)	2	2	1	1	1	1
	実施箇所数 (箇所)	2	2	1	1	1	1

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 相談支援事業所との連携や、町の広報紙、ホームページ等を活用し、サービスの周知に努めます。

第4部

第3期函南町障害児福祉計画

第1章 令和8年度の成果目標値

障害児福祉計画における成果目標は、原則として第2期に定めた目標を踏襲していますが、県の指針においては可能な限り市町単体での支援体制の構築が求められています。

本町においては、町内の整備状況を踏まえ、圏域内の支援体制を活用しながら特別支援学校等教育機関や医療機関、事業所等と連携して、引き続き、機能の確保を検討します。

1 児童発達支援センターの整備

国の指針では“各市町村又は各圏域に1箇所以上設置”としています。

本町においては町単体での設置が困難であるため、圏域内で利用できるセンターを活用しながら相談支援体制の充実に努めます。

項 目	内 容	考え方
【目 標】 圏域で設置	圏域で設置済	圏域内のセンターの周知啓発と、町内の相談支援体制の充実に努めます。

2 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の指針では“各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築”としています。

本町においては、圏域で利用体制を構築しており、町内の保育所等でも利用しています。

項 目	内 容	考え方
【目 標】 維持	圏域で構築済	圏域で構築しており、維持に努めます。

3 重症心身障害児を支援する事業所の確保

国の指針では“各市町村又は各圏域に支援体制を整備した児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を1箇所以上設置”としています。

本町においては、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所とも町内に確保しています。

項 目	内 容	考え方
【目 標】 児童発達支援事業所を確保	確保済	事業所の維持に努めます。
【目 標】 放課後等デイサービス事業所を確保	確保済	事業所の維持に努めます。

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備

国の指針では、医療的ケア児支援に関する協議の場の設置に加え、新たに“医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置”が求められています。

本町においては、医療的ケア児等に関するコーディネーターを2人確保しており、函南町障がい者自立支援協議会を協議の場として整備します。

項 目	内 容	考え方
【目 標】 維持	設置済	町で設置しており、維持に努めます。
医療的ケア児等に関する コーディネーター	2人	相談支援事業所に所属するコーディネーターを含めた協議の場を開催する。

第2章 発達障害の支援充実に関する活動指標

国の指針では、発達障害の早期発見・早期支援のための体制の整備を求めています。

本町においては、ペアレントプログラムやペアレントメンターの養成研修、ピアサポート活動への参加を実施していませんが、今後、サービスの内容やニーズ、効果等について検証し、国や県が示す養成研修の情報収集に努め、実施について検討します。

今後は、子育て支援課等関係各課や函南町障がい者自立支援協議会等、関係機関と連携し、障害の有無にかかわらず発達障害への理解を促進できるような研修・講座の充実と、個々の特性に応じた支援体制の構築について検討していきます。

① ペアレントプログラム（保護者向けの支援プログラム）の実施

- ・ペアレントプログラムは、育児に不安を感じる保護者、親同士の仲間関係を築くことができずに悩んでいる人を効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
- ・障害のある児童やその保護者に限定せず、様々な悩みを持つ保護者をつなげることが期待されています。

	見込値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保護者受講者数（人）	0	0	1
支援者受講者数（人）	0	0	1

② ペアレントメンターの養成

- ・障害児支援におけるペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。
- ・同じような発達障害のある児童やその保護者に対して、専門家とは異なる視点でのサポートや地域資源に関する情報提供を行う役割を担います。

	見込値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
確保する人数（人）	0	0	1

③ ピアサポート活動への参加

- ・ピアサポートとは障害に限らず、疾病や事故等様々な共通の経験をした人同士による相互援助を軸とした活動です。
- ・地域共生社会における“我が事・丸ごと”にも通じる理念に基づく活動で、支援の現場において、より広く関係者の繋がりを生み出すことが期待されます。

	見込値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（人）	0	0	1

第3章 サービスの見込量と確保のための方策

1 障害児通所支援

① 児童発達支援

児童発達支援事業所や児童発達支援センターにおいて、未就学の療育が必要な児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

◎第2期実績値と第3期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用実人数 (人)	30	39	45	48	50	52
	実施箇所数 (箇所)	327	377	568	581	607	633

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 乳幼児健診を行う健康づくり課や、児童や保護者が集まる施設・場に巡回等を行う巡回支援専門員、子どもの相談を受ける子育て支援課等と連携し、療育が必要と見込まれる児童や保護者に対しての情報提供に努めます。

② 放課後等デイサービス

学校就学中の発達に支援の必要な児童に対して、授業の終了後や学校の休業日に、事業所に通所し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

◎第2期実績値と第3期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用実人数 (人)	75	88	89	96	102	108
	利用延べ日数 (人日分)	902	1,110	1,407	1,567	1,663	1,839

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 町内事業所の増加に伴い、利用実人員、利用延べ日数ともに増加していることから、相談支援事業所と連携し、サービスが必要と見込まれる児童や保護者に対して、情報提供に努めます。

③ 保育所等訪問支援

発達に支援の必要な児童が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

◎第2期実績値と第3期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用実人数 (人)	1	1	3	4	5	6
	利用延べ日数 (人日分)	1	1	3	4	5	6

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 相談支援事業所や巡回支援専門員と連携し、サービスが必要と見込まれる児童や保護者に対して情報提供に努めます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な児童を対象に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

◎第2期実績値と第3期見込値◎

(月あたり)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	利用延べ日数 (人日分)	0	0	0	0	0	0

◎見込量確保のための方策◎

- ★ 現在、利用実績がなく、今後も利用は見込んでいませんが、サービスの利用希望者等から相談があった場合には、柔軟に対応します。

2 障害児相談支援

① 障害児相談支援

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。

◎第2期実績値と第3期見込値◎

(年度毎の対象者数の合計)		実績値 (令和5年度は見込値)			見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用実人数 (人)	108	132	141	151	159	167

◎見込量確保のための方策◎

- ✦ 児童や保護者に対して、継続して適切かつ円滑に支援を行うことができるよう、人材の確保や体制の充実を働きかけます。
- ✦ 函南町障がい者自立支援協議会の相談支援事業所連絡会等を活用し、相談支援事業所の相談員が、支援をより効果的に行うことができる体制の整備と資質の更なる向上に努めます。

第5部 計画の推進について

第1章 事業の推進・充実に向けた方策

1 障害者自立支援事業の充実

駿東田方圏域の市町やサービス提供事業所との連携により、円滑なサービス提供体制を整備します。また、多様化する障害者のニーズや新たに設置される障害福祉サービスに対応するため、民間事業所への情報提供や連携強化を行い、より多くのサービス供給主体の参入促進を図ります。

2 就労支援の充実

就労施設等からの物品等の調達を推進するため『国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）』に基づき、町の事務や事業における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針を定め、障害者就労施設等が供給する物品及び役務の需要拡大と障害のある人の自立促進を図ります。

また、函南町障がい者自立支援協議会を活用し、就労支援における地域課題の抽出と課題解決に向けた検討を行い、就労支援体制の充実を図ります。

3 相談支援事業の充実

障害者相談員や民生委員・児童委員等、地域の関係者との連携を継続的に行うことで、障害のある人が、地域で相談しやすい体制の整備を図ります。

相談支援事業所との連携や、函南町障がい者自立支援協議会の活用により、相談支援体制の一層の充実に努めます。

重層的支援体制整備事業を活用し、障害分野のみではない、包括的な支援体制の充実を図ります。

4 情報提供体制の充実

制度の改正等があった場合には、町民に対して、広報紙やホームページ、パンフレット等を利用し、事業に関する情報の提供と周知に努めます。

それぞれの障害の特性に応じた効果的な情報提供ができるよう、保健・医療・福祉の各分野が連携を強化するとともに、利用者が適切にサービスを選択することができるよう、事業所と連携してサービスの内容を公開できる環境づくりを推進します。

5 支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要の度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化、明確化に努めます。

6 発達障害児（者）への支援

発達障害の早期発見・早期支援の必要性を重要視し、保健・福祉・教育現場での様々な発達障害に関わる課題について健康づくり課や子育て支援課、教育委員会等関係機関との連携の強化に努め、成長段階に応じた支援と相談の場を提供することで、就労や自立後まで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

7 難病患者等への支援

『難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）』による医療費助成対象疾患の拡大に伴い、障害福祉サービスの対象となる難病の範囲は断続的に拡大されています。

関連法や制度の動向を踏まえながら、相談の場や福祉サービスの提供、就労や社会参加のための支援体制の充実について検討します。

8 町の障害福祉施策や環境整備の推進

計画の進捗管理とともに、町の障害福祉施策の評価を行い、地域のバリアフリー化推進と社会参加の支援に努めます。

第2章 計画の推進体制

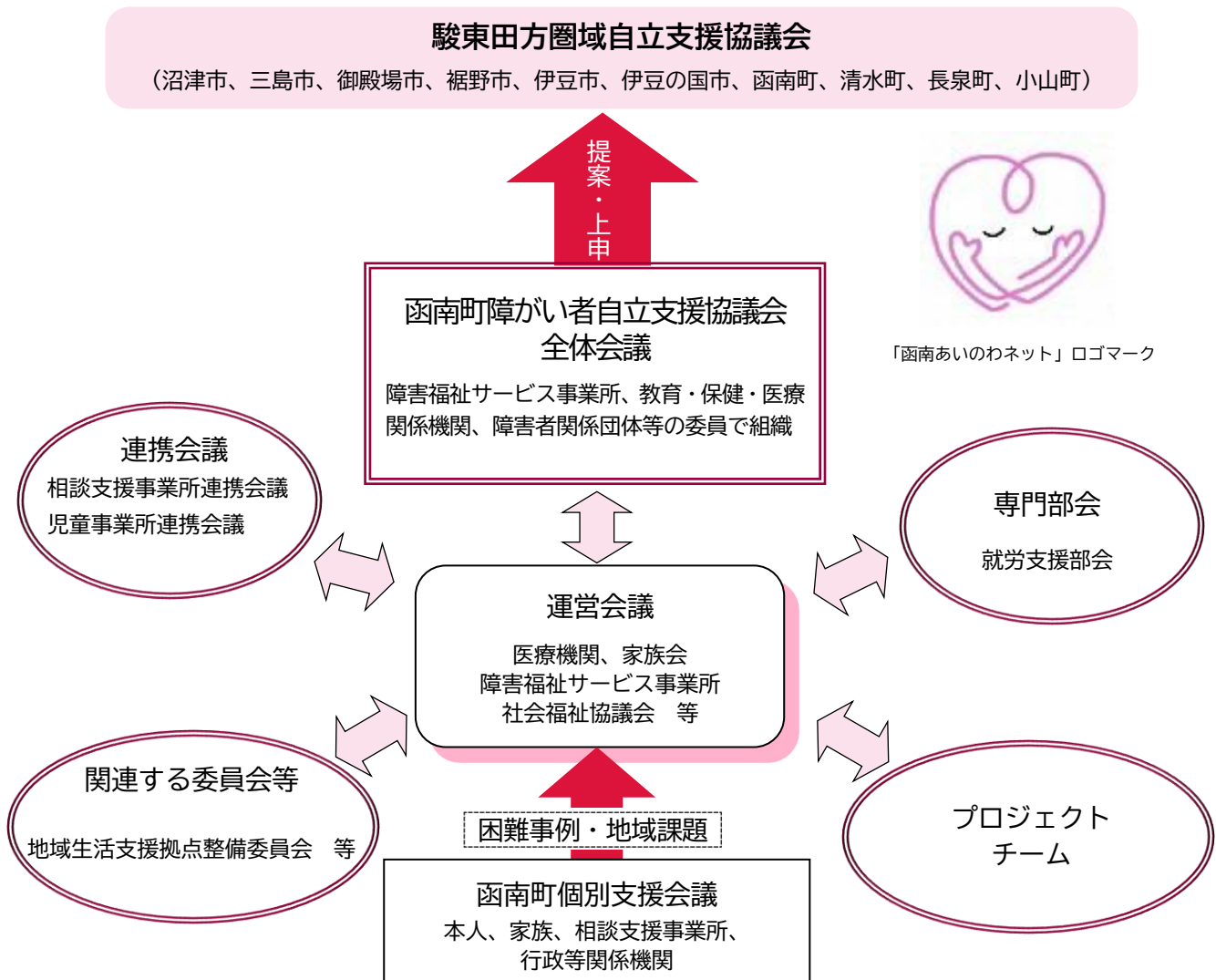
1 関係機関等との連携

本計画の円滑な推進のためには、行政のみでなく、町民や事業所等の理解と協力、障害のある人自身の積極的な参画が不可欠です。障害のある人を取り巻く環境や地域の実情に応じた支援を実施するため、「駿東田方圏域自立支援協議会」を中心とした、より広範囲の関係機関、関係団体との連携・情報共有の推進を図ります。

(1) 函南町障がい者自立支援協議会の役割（通称：函南あいのわネット）

本町の実情にあわせた、適切かつ効果的な支援体制の構築や連携強化のため「函南町障がい者自立支援協議会（通称：函南あいのわネット）」を設置しています。

専門部会や相談支援事業所連携会議で行った事例の検討や抽出した地域課題を基に、運営会議で課題の分析や協議を進め、課題に対するプロジェクトチームの立ち上げや協議会での取組について検討を行い、協議会の全体会議では運営会議や専門部会、プロジェクトチームの活動報告や活動等についての承認を行います。広域的な対応が必要な課題については「駿東田方圏域自立支援協議会」に提案・上申を行います。



(2) 専門機関・障害者団体・事業所・ボランティア団体等との連携

本計画の推進にあたって、障害のある人のニーズに応じた事業を展開するためには、専門機関との協力が不可欠です。また、障害者団体、ボランティア・NPO団体、事業所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会のほか、多くの一般市民の協力が重要になるため、施策の推進に向けて、地域全体で相互に連携を図ります。

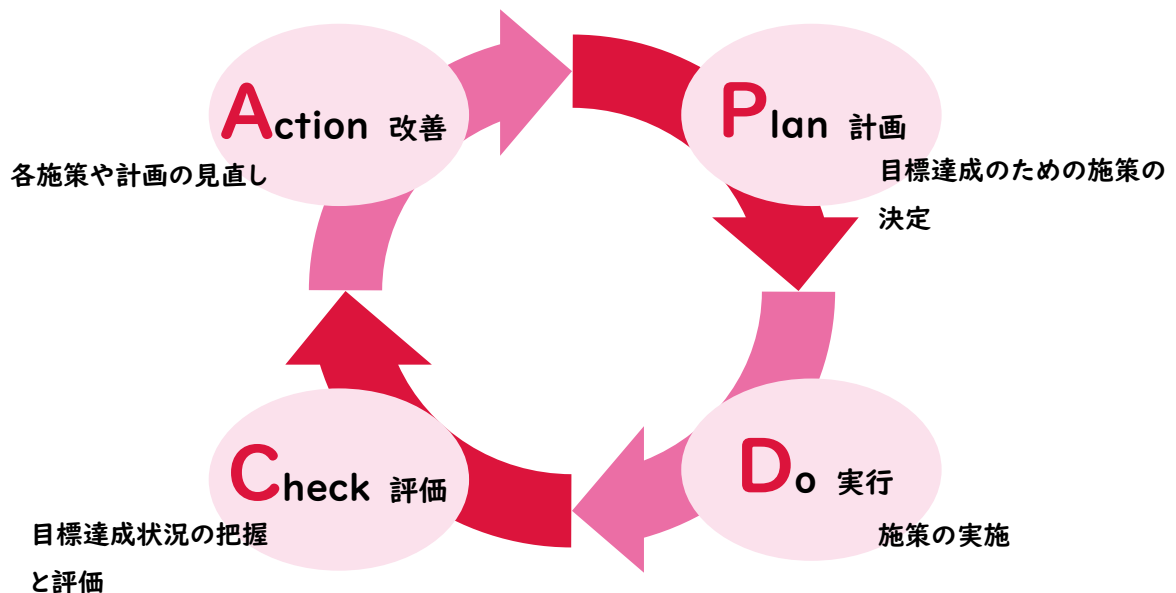
(3) 国・県との連携

国や県の掲げる指針に即した計画を推進するとともに、国や県が対応する課題については提言や要望を行います。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗状況と実績を把握します。結果に基づき、当該施策や事業の必要性等について函南町障がい者自立支援協議会等関係機関と協議します。

社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、毎年、各施策について評価を行い、効果的な計画となるよう見直しについての検討を行います。障害のある人を取り巻く現状やニーズについての把握に努めます。



資料編

1 函南町障害者計画等検討委員会設置規程

平成 10 年 7 月 1 日告示第 59 号

改正

平成 17 年 6 月 30 日告示第 66 号

平成 29 年 11 月 20 日告示第 96 号

(設置)

第 1 条 函南町障害者計画等の策定を推進するため、函南町障害者計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる計画の策定について必要な事項を調査し審議する。

- (1) 函南町障害者計画
- (2) 函南町障害福祉計画及び函南町障害児福祉計画
- (3) その他障害者福祉に関する計画

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、15 人以内とする。

2 委員は、障害者福祉に優れた識権を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から第 2 条各号のいずれかの計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(関係者の出席要求等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときには、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出若しくは調査を依頼することができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日告示第 66 号）

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 20 日告示第 96 号）

この規程は、告示の日から施行する。

2 函南町障害者計画等検討委員会委員名簿

委嘱期間：令和5年10月19日から第5期函南町障害者計画・第7期函南町障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定が終了する日まで

所属団体等	氏 名	備考
函南町民生委員児童委員協議会 代表	森 本 章 文	委員長
放課後等デイサービス 向日葵 児童発達支援管理責任者	荻 野 雅 恵	副委員長
就労継続支援B型事業所 志～cocoro～ 管理者	岩 田 聡 志	
まごころ会 函南支部 支部長	小田切 早苗	
社会福祉法人 共済福祉会 代表	佐々木 省三	
函南町手をつなぐ育成会 会長 函南町障がい者自立支援協議会 会長	佐 藤 則 博	
函南町ボランティア連絡協議会 会長	白 須 英 司	
医療法人 新光会（社団） 相談支援事業所 サニープレイスかなみ 代表	鈴木 志津子	
社会福祉法人 函南町社会福祉協議会 会長	高 橋 敏 行	
放課後くらぶ こるり 代表	長谷川 純子	
函南町身体障害者福祉会 代表	溝 田 正 吾	
N T T東日本伊豆病院 代表	本 嶋 敦	

(敬称略・順不同)

3 計画策定の経過

日時	内容	備考
令和5年9月6日 ～令和5年9月20日	障害福祉に関するアンケート調査	
令和5年11月7日	第1回函南町障害者計画等検討委員会	● 計画の概要 ● アンケート実施報告 ● スケジュールの確認
令和5年12月21日	第2回函南町障害者計画等検討委員会	● 計画（素案）の検討
令和6年1月15日 ～令和6年2月19日	パブリック・コメントの実施	
令和6年3月7日	第3回函南町障害者計画等検討委員会	● パブリック・コメントの 実施結果報告 ● 計画（案）承認

第5期函南町障害者計画
第7期函南町障害福祉計画
第3期函南町障害児福祉計画

令和6年3月

発行：函 南 町

企画・編集：函南町厚生部福祉課

〒419-0192

静岡県田方郡函南町平井717-13

電 話：055-979-8127

F A X：055-979-8143

メー ル：fukushi@town.kannami.shizuoka.jp